

令和元年土佐清水市議会定例会 6 月会議会議録

第 8 日（令和元年 6 月 1 7 日 月曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第 1 報告第 4 号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」から報告第 9 号「専決処分した事件の報告について（水道使用料の債権放棄について）」までの報告 6 件及び議案第 2 2 号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第 1 号）について」から議案第 3 0 号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案 9 件
（質疑）

日程第 2 一般質問

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 1 2 人

現在員数 1 2 人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 1 2 人

1 番	谷 口 佳 保 君	2 番	弘 田 条 君
3 番	武 政 健 三 君	4 番	山 崎 誠 一 君
5 番	吉 村 政 朗 君	6 番	作 田 喜 秋 君
7 番	岡 本 詠 君	8 番	甲 藤 眞 君
9 番	細 川 博 史 君	1 0 番	前 田 晃 君
1 1 番	浅 尾 公 厚 君	1 2 番	永 野 裕 夫 君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

な し

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 窪 内 研 介 君 局 長 補 佐 中 嶋 由 美 君

議 事 係 長 前田 利実 君 主 幹 サーディナ・ジェイソン 君
主 幹 宮口 佑司 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	副 市 長	磯脇 堂三 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	戎井 大城 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	沖 比呂志 君
企 画 財 政 課 長	横山 英幸 君	総 務 課 長	中津 健一 君
危 機 管 理 課 長	倉松 克臣 君	消 防 長	宮上 眞澄 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	味元 博文 君	健 康 推 進 課 長	山下 育 君
福 祉 事 務 所 長	吉永 敏之 君	市 民 課 長	中津 恵子 君
まちづくり対策課長	中尾 吉宏 君	観 光 商 工 課 長	二宮 眞弓 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	和泉 政彦 君	水 道 課 長	谷崎 清 君
じ ん け ん 課 長	早川 聡 君	特別養護老人ホーム し お さ い 園 長	岡田 旭生 君
収 納 推 進 課 長	西原 貴樹 君	教 育 長	弘田 浩三 君
こ だ も 未 来 課 長	伊藤 牧子 君	生 涯 学 習 課 長	田村 五鈴 君
教育センター所長兼 少年補導センター所長	亀谷 幸則 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井上 美樹 君
監査委員事務局長	文野 喜文 君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和元年土佐清水市議会定例会6月会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、報告第4号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」から報告第9号「専決処分した事件の報告について（水道使用料の債権放棄について）」までの報告6件及び議案第22号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」から議案第30号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案9件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ、通告による質疑はございません。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第２、ただいまから、一般質問を行います。

発言通告順により質問を許します。

４番 山崎誠一君。

（４番 山崎誠一君発言席）

○４番（山崎誠一君） 皆さん、おはようございます。

発言通告により、議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

さて、平成が終わり、令和となりました。西暦では２０１９年で毎日の生活は何ら変わっておりませんが、新たな時代が始まったような気がするの不思議です。明治以来の近代では令和が使いやすく、１００年、２００年と経過した長い年月の管理には西暦が向いているような気がします。

しかし、令和という新しい時代が訪れ、時代が変わろうが我々を取り巻く各種の問題は山積しており、人口減少、高齢化社会、南海地震津波自然災害への備え、地場産業の再生などさまざまであります。

ということで、地場産業である水産業のメジカ産業再生プロジェクト事業について、まずは質問させていただきます。

メジカ産業再生プロジェクト事業についての最初は、冷凍保管施設の稼働状況についてお聞きします。メジカ加工産業が後継者不足、働き手の減少、節納屋の減少、原魚の確保の問題など、さまざまな要因で衰退しているということで、再生をするためにまずは原魚であるメジカを安定的に供給できるよう冷凍保管施設が本年４月に稼働し、２カ月が経過しています。この時期は梅雨のメジカの盛漁期でもあります。現在の冷凍保管施設の状況はどうなっているか、農林水産課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

浦尻冷凍保管施設は、ことしの２月に完成して、４月から株式会社土佐清水元気プロジェクトが運用しております。

利用状況ですが、４月、５月の２カ月で入庫が９８４トン、出庫が９６トンであり、計画を

上回る稼働状況でして、市内の節納屋、土佐食が利用しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） わかりました。そうすると、容量が1,500トンだったと思いますので、約6割の保管状況かと思います。そして、事故のない安全な操業と効率的・順調な稼働をお願いいたします。

次の質問は、メジカの水揚げと宗田節の関係についてお聞きします。

事業の目的はメジカ加工業を核に、漁業者から飲食業者、観光業者を含めたさまざまな業種やさまざまな事業の方々が連携し、衰退する地場産業の復興と新たな雇用の創出、交流人口の拡大を図ろうとしています。

そして、本年4月14日には宗田節祭りが雨の中開催されました。宗田節の入札会はありませんでした。いろいろな事情があったと思います。そのことは原魚のメジカが少なかったという原因で宗田節のできが悪かったということでしょうか。メジカの水揚げと宗田節の生産量との関係について、農林水産課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

まず、水揚げと宗田節生産量について、最近の3カ年の数字を概数で回答させていただきます。

メジカの水揚げ量は、平成28年度4,100トン、平成29年度約3,000トン、30年度5,000トンと回復の兆しにあることは、大変今は期待しているところでございます。

宗田節につきましては、これは加工組合に聞きました。平成28年度が860トン、平成29年度が570トン、平成30年度が840トンであり、2,000トンを超えて生産していたところとはほど遠いですが、冷凍保管施設の整備、これを有効に使っていただいて生産の拡大を期待しているところでございます。

また、産地入札会はメジカ産業再生を事業として取り組む中で、大変意義のある会となっています。昨年、5年ぶりにですね、第50回の宗田節産地入札会を宗田節祭りと同時に開催できたことは大変よかったことですが、ことし連続して開催できなかったことは大変残念でございます。

加工組合によりますと、入札会の開催はカビ付・枯れ節が一定量ないと開催できないとしており、今年はそろわなかったことが要因と聞いております。

本課としましては、産地入札会は宗田節の商談会である一面、日本一の生産地をPRする場でもありますので、再開、また継続して開催できるよう加工組合や関係機関の協力を得ながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 状況についてわかりました。メジカの水揚げがふえるよう祈念する一方、冷凍保管施設の活用でメジカ節が一層増産されるよう期待しております。

次に、漁業者との意見交換会での要望の対応についてお聞きします。

メジカ産業再生プロジェクトを含めた水産振興ということで、漁業者との意見交換会を行い、要望を聞いた経過もありますが、その1つとしてメジカの餌の保管場所として冷凍庫を使用できないかという要望がありました。

メジカのその理由は、以前、メジカ漁の餌として使っていたイカナゴの漁獲が少なくなり、餌として仕入れが難しくなったので、それにかわる餌としてシラスを使用しているが、これも価格が高くなって困っているということでした。そのための対策として、シラスが安い時期に仕入れて冷凍保管しておき、使用したいというものです。稼働したばかりの冷凍庫は余り時間が経過しておりませんが、漁業者の要望する保管場所としての使用について、どうなっているのか農林水産課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） 運営者の株式会社土佐清水元気プロジェクトと確認しておりますが、まず、餌の保管は可能です。メジカの餌の問題につきましては、この4月に下ノ加江の漁業者や高知県と協議する場がありまして情報を共有しておりますが、現在、イカナゴ・シラスの多くは食用として取引されており、餌用には金銭的に難しいと聞いていますが、餌がないと沖に出られませんので、この問題につきましても関係機関と情報交換を行い、メジカ産業再生プロジェクトが後退しないように考えていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。状況についてわかりました。貴重な情報の収集や提言、協力をしていただき、餌を確保し、漁業者が一日でも多く沖に出られるよう、よろしくお願いいたします。

続いて、事業の概要についてお聞きします。事業の概要は大きく4つに分かれていると聞い

ています。そしてスケジュールも２０１７年度から２０２０年度までということでした。

ということで、冷凍保管施設は稼働しており、新聞報道にもあるように、メジカを煮る施設や魚かすの処理施設が今後２０２１年４月の本格的な稼働を目指しているということであり、全体の事業概要とスケジュールを農林水産課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

この事業は、本市を代表する魚、メジカを核に、水産業を初めとする各種の産業が連携して市内産業全体の再生と発展を目指した計画でございます。

特に喫緊の課題としまして、本市の日本一を誇る宗田節が、この１０年の間に９軒もの節納屋が店を閉める異常事態に陥っていることから、宗田節の復興に向けて取り組んでいるところでございます。

御質問の４つの事業につきましては、３つのハード整備とソフト事業と思われるので、それぞれにつきまして回答させていただきます。

ハード整備の１つとして、冷凍保管施設があります。加工原魚の備蓄システムを構築します。豊漁期の漁獲規制の緩和と節納屋などの加工業者が１年を通して安定稼働できる環境を整備する目的で整備しました。これは平成２９年度に着手しまして、本年４月から稼働しております。

２つ目に、残渣加工施設です。既存施設の老朽化により、新たに建設するものでございます。現状の残渣発生量に合わせた規模にするほか、肥料用魚粉から高品質の餌用の魚粉を生産できる施設に移行することで良好な運営を目指すものでございます。こちらは昨年度、平成３０年度に事業着手しまして、２年後、令和３年４月稼働を予定しております。

３つ目が共同加工施設です。近い将来の高齢化などによる働き手不足を補完するもので、メジカを煮て身と残渣に取り分けまでの前処理をする施設を整備して、宗田節の生産量の維持・拡大を図るものでございます。こちらについては本年着手しまして、３年後の令和４年４月の稼働を目指しております。

また、ソフト事業では地方創生推進交付金、これは平成２９年度からの３カ年の有限事業でありますが、これを活用して宗田節ブランド化の推進、新商品の開発・販売、体験型観光などを展開して、宗田節の需要拡大とメジカの消費拡大、交流人口の増を図るものでございます。

以上の事業を行政と漁協・漁業従事者・加工組合・第三セクター・商工会議所・観光協会などが連携して、市内産業全体の振興を一丸となり進めるものでございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ４番 山崎誠一君。

(4 番 山崎誠一君発言席)

○ 4 番 (山崎誠一君) 丁寧な説明ありがとうございました。これまでの取り組みや、今年度、来年度と再生に向かって順調に計画が進んでいると認識しました。

また、期待されている取り組みもあるようで、その 1 つに先ほど説明してくれた中にもありました、スープブロスという新商品を開発し、販売していくという説明でした。水産業の振興、そして再生、事業を推進していくという意味で、スープブロスという新商品はこういったものなのか、農林水産課長にお聞きします。

○議長 (永野裕夫君) 農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長 (和泉政彦君) お答えします。

スープブロスは宗田節の知名度向上、消費拡大を目的に、平成 29 年度から地域再生法に基づく国の支援制度、先ほど言いました地方創生推進交付金ですが、これを活用して事業展開している宗田節プロモーションの目玉として開発した宗田節の新商品です。

主に削り節として販売されてきた宗田節を各家庭で、より幅広く活用していただくため、宗田節と各種調味料を調合してキューブ状に固めたものです。

お湯で溶かして、そのままスープとして召し上がっていただけるほか、和食・洋食など幅広い料理の隠し味としてお手軽に使っていただける商品になっております。

本年 4 月から、道の駅「めじかの里 土佐清水」やインターネットでテスト販売を開始、また、県外、これは名古屋市です。名古屋市のほうで一週間程度のテスト販売したところ、好評と聞いておりますので、今後の展開に大変期待しているところでございます。

以上です。

○議長 (永野裕夫君) 4 番 山崎誠一君。

(4 番 山崎誠一君発言席)

○ 4 番 (山崎誠一君) わかりました。販路の開拓、消費の拡大、需要の拡大をより一層進め、衰退する水産業に歯どめをかけ、再生さらなる発展を目指し、また地域経済の活性化に向けて、みんなが力を合わせて取り組んでいかなければならないと思っています。よろしくお願いします。

次に、市税についてお聞きします。

市税についての最初は、税目についてお聞きします。市税の本年度当初予算額は 11 億 7,500 万円余りです。一般会計当初予算に占める自主財源のうちの 55.3% を占めるものの、歳入全体では 12.6% となっています。県下の各市町村にはさまざまな事情があり、比較しても仕方ないと思っております。ちなみに、高知県は当初予算で県税の歳入が一般会計で

14.5%となっていました。

そこでお聞きします。市税はどういった税目の内容なのか、税務課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

（税務課長 沖 比呂志君自席）

○税務課長（沖 比呂志君） お答えいたします。

令和元年度予算に計上している市税の内容について、簡単に御説明申し上げます。

令和元年度予算に計上しております市税は、地方税法あるいは条例で定めのある市町村税となりますが、本市の税目では8種類ございます。予算書の款項目順に御説明申し上げます。

まず、市民税の個人住民税は、1月1日現在、土佐清水市にお住まいの方で申告していただいた前年の所得に応じて所得割と均等割が賦課されます。市県民税として徴収しており、所得割の税率は10%で、その内訳は市民税6%と県民税4%、均等割の税額は5,500円で、内訳は市民税3,500円と県民税2,000円となっています。納税方法としては、4期で納めていただく普通徴収や給与支払者が特別徴収義務者となって毎月納めていただく給与特別徴収、年金から引き落としとなる年金特別徴収などにより納税していただいています。

次に、法人市民税は、法人であっても自治体の公的サービスを享受しているという観点から、法人の事務所または事業所及び寮などがある自治体で課税されているものです。確定申告、予定申告、中間申告などの申告方法がありまして、算定期間の2カ月後までに申告納付していただくこととなっています。税率は法人税割額と均等割額があり、法人税割額は申告した法人税、これは国税になりますけれども、これの12.1%で、また、均等割額は資本金と従業員数に応じて6万円から360万円までの9段階に分かれた額となっています。なお、現行の法人税割額の税率12.1%は、ことし10月1日が事業期間の期首となる法人から8.4%が適用されるよう平成28年度税制改正での措置が講じられています。

次に、固定資産税は毎年1月1日現在に市内にある固定資産、土地・家屋・償却資産などがありますが、これらを所有している人が納税義務者として課税されている税です。税率は1.4%で、固定資産の評価額に特例等を適用した後の課税標準額に、この税率1.4%で計算された額が税額となります。また、1人が所有する全ての土地の課税標準額の合計が30万円に満たない場合は税額免除となります。同様に家屋は20万円未満、償却資産は150万円未満の場合は税額が免除となります。納期は、5月・7月・9月・12月の4期で納税していただいております。

次に、国有資産等所在市町村交付金がありますが、これは国や都道府県等が所有する固定資産のうち、民間が所有するものと類似しているもの、例えば官舎等がございますが、それらの土地や家屋の算定標準額の1.4%の額が所在している市町村に交付されるというものです。現

在、高知県、第五管区海上保安本部、四国森林管理局、中国四国防衛局より交付を受けています。

次に軽自動車税ですが、毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車、農耕作業用自動車等を所有し、または使用している方に課税されています。税率は各車種別ごとに定められておりまして、また、燃費性能に応じて軽減等の措置がとられています。納期は1期だけで、本年度から納期限を4月末から5月末に変更し納税していただいています。

次に、軽自動車税の環境性能割ですが、現在の県税である自動車取得税が本年9月30日で廃止されますとともに10月1日から環境性能割として新設導入された税目です。自動車等の購入時、取得時に課される税で、これまでと同様に県がこの税を徴収し、市税となった軽自動車の環境性能割を市に納めていただくことになっています。税率は、環境性能、燃費性能に応じて区分されており、軽自動車等は非課税、その他は取得費に1%または2%の課税となっています。ただし、10月1日からの1年間は消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、それぞれ1%ずつ軽減される措置がとられます。

次に、市たばこ税は、製造たばこの製造者・卸売業者などの卸売販売業者等が市内の小売販売業者等に売り渡したたばこに対してかかる税金で、毎月末日までに前月分の売り渡したたばこの本数の申告と税金の納付をしていただいています。

税率は、昨年度税率改正がありまして、現在は1,000本当たり5,692円の市たばこ税が課税されていますが、令和2年10月には1,000本当たり6,122円、令和3年10月には1,000本当たり6,552円と段階的に引き上げられる予定となっています。

最後に入湯税ですが、これは環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、観光の振興等に要する費用に充てるための目的税として課税されています。税率は1人1日150円、1泊2日を1日とみなして課税されています。納税義務者は鉱泉浴場の入浴者で、鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者となりまして、徴収した入湯税を翌月15日までに申告納付していただいています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。今さらというふうな気もしますが、ありがとうございます。詳細にわたる説明ありがとうございました。

現在の県税である自動車取得税が9月末で廃止され、10月1日から新たに課税方法が変わり、環境性能割として新設導入された税目になったということで、税目が現在8種類であると

ということがわかりました。ありがとうございます。そしてこれまでと同様、適正な課税をされますようお願いしまして、次の質問に移ります。

市税の調定状況と予算額についてお聞きします。

最初に、市税の当初予算額について触れましたが、歳入に占める割合が前年度は12.3%で本年度が12.6%です。そういった状況の中、近年、市民税が増加傾向でしたが、平成29年度から減少傾向のようであります。固定資産税は増加傾向、軽自動車税が横ばい傾向で推移しているようです。

しかし、市税の本年度予算では、対前年度と比べると金額では2,500万円ぐらい。率では2.1%の減になっています。減額になっている予算について、状況とあわせて税務課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

（税務課長 沖 比呂志君自席）

○税務課長（沖 比呂志君） お答えいたします。

まず、市税全体の現年の課税状況ですが、平成15年度の現年の調定額が約14億2,000万円ございました。昨年の平成30年度の市税の現年調定額は約12億円となっています。この15年間で約2億2,000万円の年間の調定額が減少しておりまして、平均すると年間で約1,460万円、約1%ずつ調定額が減少していることになります。

議員から御指摘のあった税目を中心に税別に申し上げますと、個人市民税につきましては、この15年間で最も低かった平成22年度の現年調定額が約4億5,000万円。人口も減少する中、それ以降は増加に転じまして、平成28年度では約5億1,000万円となっていました。

しかし、この平成28年度の約5億1,000万円をピークにいたしまして、現在は減少傾向となっています。その主な要因といたしましては、平成22年以降、平成27年まで好調に伸びていましたサンゴの水揚げが平成28年以降は下落傾向に転じておりまして、本年度予算でも、サンゴ関係の所得で約30%減少する、税額で約1,304万円ほど減額になるという見込みをしています。

次に、固定資産税につきましては、土地の価格が依然として下落傾向にあります。家屋も10年前は約70棟ほど新築の家屋が建てられておりましたけれども、ここ数年では40棟前後と減少傾向にある中、平成27年度からは償却資産が伸びております。その主な要因といたしましては、このころから太陽光発電に係る償却資産の申告が増加しておりまして、その影響で全体的には微増傾向となっていました。ただ、近ごろでは太陽光発電施設の新設も少なく、既存の施設も減価償却等で減少傾向に転じていることから、本年度はそれらを見込んだ予算額となっています。

軽自動車税は平成２８年度に税率改正がありまして、燃費性能の軽減措置やガソリンの高騰による軽自動車への乗りかえ需要等により、近年の現年調定額では約５,０００万円台を維持している状況ですが、保有台数の減少は続いておりまして、それらを見込み減額予算としております。

その他、市たばこ税は申告本数の減少傾向が強くて、税率改正による増額分を見込んでも全体的に減少しています。

また、入湯税は平成１８年度の利用者数１８万６,３２７人をピークに減少傾向にありまして、平成３０年度では８万８,２９２人と半分以上となっている現状でございます。本年度は８万５,０００人の利用者数を見込み予算計上しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ４番 山崎誠一君。

（４番 山崎誠一君発言席）

○４番（山崎誠一君） わかりました。県もですね、県税が１４．５％という自主財源の状況でありまして、本市にとっても市税の確保は大変でしょうが貴重な財源です。調定のほどよろしくをお願いします。

次は、市税の増収策についてお聞きします。市税収入をふやす、短期間に激増させるという課題は大変難しい問題だと思います。昨年１１月にもらった長期財政見通しでは市税収入が穏やかに減少し、８年後の令和９年、２０２７年には約１１億２,０００万円の見通しになるとのこと。そのことは、本年度予算額から約８,０００万円の税収減になる見込みとなっています。

このことは、本年のたばこ税がほぼなくなるという状況と同程度であり、たばこを吸う人がいなくなり、税収がなくなるとは思いますが、８,０００万円あればいろいろな事業ができると感じています。

人口減少に伴う所得の減少や地場産業の衰退、固定資産のような、その課税対象が一定固定しているようなものは突然ふやすというわけにもいかず、なかなか難しい問題と認識しています。

そこでお聞きしたいのですが、風力発電施設の誘致や以前の質問で聞いていた大学や専門学校の誘致がなされたら、また最近話に出てくる空き家を別荘として販売するとしたら、どういった税が考えられるのか、あわせて税務課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

（税務課長 沖 比呂志君自席）

○税務課長（沖 比呂志君） お答えいたします。

固定資産等の異動が、取得や売買等があれば、国税とか都道府県税、市町村税といろいろな

税の対象となりますが、ここではどのような市税が考えられるかについてお答えさせていただきたいと思います。

まず、風力発電等の施設誘致があれば、固定資産税、土地・償却資産の課税客体となります。太陽光発電施設では、3年間は3分の1の課税標準額が減額となる措置がとられておりますが、同様に風力発電等の施設でも特例措置が設けられております。また、設置者が法人として市内に事務所を構え収益があれば法人市民税が、また個人として収益があれば個人住民税にも影響してきます。

大学や専門学校誘致の場合は、学校法人等であれば固定資産税については非課税措置が講じられますけれども、ただ、その学校等の先生や職員が移住してきますと、給与収入や学生等もふえれば、下宿等の不動産収入や食料品店等の営業収入もふえることになりますので、市税には特に大きく影響してきます。

空き家等の売買につきましては、固定資産税は所有者が変わるだけで税額にそれほど影響はないものと思われませんが、売買により譲渡収入がふえた場合は市民税にも影響してきます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） わかりました。厳しい財政状況が続くと予想されています。市税は自主財源として大事な財源です。産業振興やさまざまな取り組みにより市税をふやすよう、アイデアを出していく必要があると思います。また、税収の確保、納税の公平を期する意味でも、現年分と過年分とを合わせた市民税合計、29年度参考ですが未収金額9,000万円程度でしょうか。その一部でも半分でも確保、徴収できたら、随分助かるなと感じています。

そういったことから長期財政見通しにあるように、財源不足への対応策として市税等債権の徴収率向上を指針として掲げています。税務課の職員は12名と聞いています。少ない人数での調定や徴収課税業務は大変だと思います。御苦労さまです。どうか収納率のアップに努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、道路整備についてお聞きします。

道路整備についての最初は、市道の予算措置についてお聞きします。土佐清水市における道路の整備はとても大切なことであり、災害から逃げる道であり、病院・学校・仕事に通う道、品物を送り、仕入れをする道であります。国道、高速道路、県道、市道、農道、林道など、道路は生活の基盤であります。中でも身近な道路である市道が整備されていないと生活はできないと思うのです。

先日もらった予算書を見てみますと、本年度当初予算額の土木費は7億6,400万円余りと

なっており、昨年が7億8,500万円弱でした。緊縮財政に向かっていると思っております。本年度は少し減っています。そういった状況の中で、市道の整備に係る平成30年度の決算額と31年度の予算額をまちづくり対策課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

土木費のうち市道の整備に係る予算として、道路新設改良費の平成30年度の決算額は2億8,300万円余りとなっており、令和元年度道路新設改良費の予算額は3億7,748万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。今後、入札や補正もあると思われます。単純に決算と予算措置とを比べてもいけませんが、1億円近い予算の増加があることがわかりました。

そこで、整備予定箇所についてお聞きします。少ない予算の中、市内各地区から多くの整備・修繕の依頼があると思います。危険な箇所や緊急性、優先順位をつける、そして最大の効果を上げるのは大変だと思います。

そういった状況ながら、あくまでも今年度実施予定の市道の整備箇所は何カ所ぐらいを予定していますか。まちづくり対策課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

今年度に実施予定の市道の道路改良工事の金額と件数ですが、社会資本整備総合交付金事業工事800万円、1件、市道改良単独事業工事4,000万円、9件、過疎対策事業工事9,057万円、3件の合計1億3,857万円、13件を予定しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） わかりました。市の単独整備や国の補助事業を使った整備、そして過疎対策事業といった財政に配慮した予算措置で有効に事業を実施されていることだと思います。厳しい財政ではありますが、できるだけ多くの箇所を的確に整備・工事されますようお願いい

たします。

続いて、県道についてお聞きします。県道は県道の整備経過、現状と今後についてです。

市内には県道があります。間崎布堂ヶ谷線、足摺岬公園線、宿毛宗呂下川口線、宗呂中村線など、一般県道と主要県道の9路線がありますが、その1つである足摺岬公園線の西回りでは大浜松尾バイパスが完成し、トンネルが抜けました。足摺岬に水揚げされる魚を清水市場へ運ぶのに時間が短縮され、拠点市場での入札に効果的に参加することが可能になりました。

また、メジカの原魚を節納屋に運ぶのに効率が向上し、経費削減につながるなど、また通勤通学には安全・安心に通ることができるようになり、一言で言うと大変便利になりました。

一方の窪津、津呂ルートでは、津呂地区の改良が昨年来から進んでおり、雄大な土佐湾を眺めることができる道路として期待されています。また、緊急車両の到着時間が早くなったという声も聞くようになり、市民の命を守るという意味では、これもまた県道の改良促進が進んだ結果ではないかと思っています。

観光面では観光バスの周遊が市内一円を有効に回るという意味で、滞在時間が延びて合わせて経済効果が上がっているのではないかと思います。

そして先日開所した、スノーピーク土佐清水キャンプフィールド（爪白キャンプ場）や、来年春開館予定である竜串ビジターセンター、夏には新足摺海洋館SATOUMIがオープンする予定であり、県外・市外の観光客が来やすい、行きやすいと思える観光地を目指し、道路を改良することが大事ではないかと思います。

一方の宿毛宗呂下川口線は、土佐清水市への西からの玄関口として大切な県道であります。観光客を呼び込む玄関口として、また大災害のときには災害物資を宿毛の港に陸揚げし、西から運ばれる高知県の計画になっています。

そういったことから、県道の改良を推し進める必要があるのです。将来のためにも、いろいろな必要性からも、沿線地区だけではなく、みんなの心を1つにして力を合わせて土佐清水市全体で改良促進が実現するよう、高知県に働きかけていかなければならないのです。

そこで、まちづくり対策課長にお聞きします。近年の道路改良促進について、経過、現状、そして今後についての御所見をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

土佐清水市には県道が9路線あり、このうち県道足摺岬公園線と県道宿毛宗呂下川口線及び宗呂中村線では道路改良の早期完了を促進することを目的として改良促進協議会を組織しており、高知県へ要望活動を行っております。

平成30年度の活動としては、平成30年5月14日に高知市の城西館において平成30年度道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会通常総会・道路整備促進高知県大会に参加しております。

また平成30年10月30日には、県道足摺岬公園線改良促進協議会と県道宿毛宗呂下川口線・宗呂中村線改良促進協議会の総会を開催し、ここで決定した要望事項を平成30年11月26日に高知県庁において高知県土木部長に要望しております。

現在は先ほど述べた2つの協議会での限定した路線だけでの要望活動になっておりますので、今後は地域の声に応えることができるよう、土佐清水市にある県道の要望活動を一本化していくことも考えていく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） わかりました。これまでの県道の早期の改良促進には、協議会をつくり、沿線の区長さんを初め、多くの市民の方々や関係者が実情を訴えながら沿線地域の協力を得ながら取り組んできたことがわかっております。御苦労さまです。

そういったことから、より一層要望活動に取り組んでいかなければならないと思います。ありがとうございます。

次に、道路整備促進全般について、市長にお聞きします。

先ほどから市道・県道の改良促進について質問させていただきました。市道は土佐清水市の予算措置であり、県道は県が主体の予算で整備を行っていると思っています。また、国道についても市内を通過しており、これもまた大事な道となっています。私たちは農業・林業・漁業・観光業・商工業といった地域経済の発展のため、土佐清水市のものを市外に売っていく、情報を発信し人を呼び込む、来てもらうといった生活をしています。それには道路を活用しなければできないのです。不便ではいけないと思うのです。自動車専用道路などは特に災害に備えた道として、また命を守り、つなげる道として延伸を実現しなければならないし、四国8の字ルートの実現は幡多地域の活性化につながると考えています。

市長は道路整備促進期成同盟のメンバーであり、これまでも関係する市町村長と一緒にあって、国道・高速道路・県道の改良促進や延伸に取り組んでいます。

一方、長期財政見通しでは投資的予算を削減していく計画となっています。しかし、市道の整備は市民生活の基盤として欠かせないと思っています。また、国道・高速道路・県道も大切であります。

そこで道路整備全般について、今後どう取り組んでいくか、市長の御所見をお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 山崎議員御指摘のとおり、道路というのは単に物、人を運ぶだけでなく、やっぱり基幹産業である観光や水産業、農業、こういった振興、ストック効果というのがさまざまなストック効果があるというふうに思っております。

山崎議員におかれましては、平成30年10月30日の県道足摺岬公園線改良促進協議会総会において会長となられ、平成30年11月26日には高知県庁において県道の道路改良に係る高知県土木部長への要請にも行っていただき、会長として地域の声を届けてくださり、この場をおかりいたしまして厚く感謝を申し上げます。

道路は、先ほども言いましたように、日常生活、経済活動、社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、これまで県・国に対し、インフラ整備の要望を重ねてきたところでありますが、今後も道路整備促進期成同盟会を初め、ほかの協議会や幡多地域はもとより、高知県の市町村長とともに要望活動を引き続き行ってまいります。

そのような中、南海トラフ地震や地球温暖化に伴う大規模風水害に対しての備えや、本市が管理する膨大な数の道路施設の老朽化など、道路の維持修繕に要する費用の確保、そして国土強靱化や地方創生の取り組み、これを推進しなければなりません。

高知県が管理しております県道の整備についても、これまで以上に要望活動を強めていきたいと考えております。

先ほど、まちづくり対策課長からも答弁がありましたが、県道の改良促進については、現在2つの改良促進協議会で要望活動を行っておりますので、より体制を強化するため、土佐清水市全体で県道全路線の要望を取りまとめ、住民の日々の生活、安全・安心な生活を確保するため、関係機関との調整を図っていききたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） わかりました。四国8の字ルートである高速道路の延伸、国道・県道の改良促進、観光客が快適に来てみたくなる道、そして人、物が安全に早く通ることができる道を目指していただきたいと思います。それには関係者各位の一致協力が必要だと思っております。そして厳しい財政状況ではありますが、投資的予算については効果的に必要とする道路を整備されますようお願いいたしまして、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時46分 休 憩

午前１０時５５分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

２番 弘田 条君。

（２番 弘田 条君発言席）

○２番（弘田 条君） おはようございます。新風会の弘田条でございます。よろしくお願いいたします。

今回は地域おこし協力隊と早期退職者にかかわってということで、２点お聞きしたいと思います。

まず１点目の地域おこし協力隊について、横山企画財政課長に質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

昨年秋の議会報告会で、地域おこし協力隊はこれまでどれだけの人数の方が活躍されたのか。また、地域おこし協力隊を募集する趣旨と隊員の担う仕事、役割は何か。実際に元気村おのずみのモーニングサービスにも手伝いに来てくれた経過もある。済みません、斧積ばかり言うてますけど、そういう質問がありました。起業する人の事例はないのか。隊員期間終了後、本市に在住してもらうための手だてはしているのかとの質問がありました。この地域おこし協力隊について、制度や実績、これからの展望などを質問してまいりますのでよろしくお願いいたします。

最初に、地域おこし協力隊の制度についてお聞きさせていただきます。

まず、いつから始まったかをお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

この地域おこし協力隊制度は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外、特に都市部からの人材を積極的に誘致し、定住してもらい、地域力の維持・強化が図られるよう平成２１年度に制度化されまして、ことしでちょうど１０年目を迎えることとなります。本市では、平成２５年度から本制度を導入しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ２番 弘田 条君。

（２番 弘田 条君発言席）

○２番（弘田 条君） 国の官庁についてお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) この地域おこし協力隊の制度の所管となる省庁につきましては、総務省となっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 2番 弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 続きまして、この地域おこし協力隊の制度についての目的や趣旨についてお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、地域おこし協力隊制度が創設されました平成20年度ごろにつきましては、地方においては人口減少や少子高齢化等の進行が著しく、地域力の維持・強化を図るための担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっていた一方で、都市部においては豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域、地方で生活すること、あるいは地域社会へ貢献することへのニーズが団塊の世代や若年層を中心に多かったことから、担い手確保・人材確保という地方の課題、その課題と地方で生活したいという都市部のニーズとをつなぐ施策として創設されたものであります。

人口減少や高齢化等の進行が著しい過疎地域等において、都市部からの人材を積極的に誘致し、隊員としての任期中に地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図り、新たな地域の担い手となっていただくことが目的となっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 2番 弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 続きまして、これまでどれだけの人が活躍されたのかについてであります。始まってから本日までの人数についてお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えします。

平成25年6月1日に着任した第1期の地域おこし協力隊から、現在活躍中の地域おこし協力隊員を含め、計16名となっております。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） この人たちが所属した課とかですね、その業務内容についての説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

これまで地域おこし協力隊を導入したのは、企画財政課、観光商工課、農林水産課の3つの課となっております。

まず、企画財政課では、主に地域振興担当の協力隊を導入しておりまして、下ノ加江地区、三崎地区、下川口地区、それぞれの振興担当、移住促進担当、集落活動センター事業を中心とした地域支援モデルづくり担当のほか、特定のミッションを設定せずにフリーで地域振興にかかわってもらう任務の協力隊など、これまでに6つの職種で合計9名の協力隊を導入しております。

次に、観光商工課ではジオパーク担当と自然体験型観光担当の2つの職種に、それぞれ1名ずつの計2名となっております。自然体験型観光担当につきましては、この6月1日から採用しておりまして、主にスノーピーク社が指定管理を行っております爪白キャンプ場の運営及びその施設を核とした体験型観光メニューやイベント等の企画立案などを業務としております。

農林水産課におきましては、有害鳥獣対策担当と森林組合と連携した林業振興担当の2つの職種に、合わせて5名の協力隊を導入しておりまして、有害鳥獣対策担当の協力隊は、イノシシ・シカ等に代表される鳥獣から農作物への被害を防ぐため、わなや猟銃の免許を取得いたしまして、猟友会と連携し狩猟を行うことはもちろんのこと、狩猟によって得られた鳥獣の肉を利用した特産品の開発や鳥獣の皮を使った家具の作製などを業務としております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次にですね、任期の終了後についてお伺いしたいと思います。

終了してからですね、何人かいたと思うんですけども、土佐清水市に在住してくれている方たちについての説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本市では、地域おこし協力隊を募集する際に、募集要項の中で協力隊終了後も土佐清水市に定住する意思がある方という文言を記載しておりまして、また採用に係る面接におきましては、退任後の定住の意思を確認しているところでございます。また、退任後に本市へ定住してもらうため、市内で起業する際に100万円を上限として起業に要する経費を支援する制度を平成28年度に創設いたしまして、定住促進を図っております。

本市の地域おこし協力隊は、これまでに10名が退任しておりまして、そのうち、やむを得ない事情によりまして任期途中で退任された4名を除く6名中、5名が協力隊終了後も本市に定住していただいております。

この定住された5名につきましては、集落支援員として任期中の業務に引き続き携わっている方や市特産品の販売を主とした会社を立ち上げた方、地元の方から農地を引き継いでかんきつ類の栽培・販売を行っている方、新たに農業を始めた方、鳥獣の肉を使ったペットフードを開発し、その製造販売を行う会社を立ち上げた方々で、それぞれの住まいがある地域にも溶け込みまして、新たな担い手として活躍をされております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 最後に、今後の展望についてお聞きしたいと思います。

この地域おこし協力隊についてですが、今後、またどのような活動をしていくのかについてお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

現在、本市が募集を行っている地域おこし協力隊は、有害鳥獣対策担当、林業振興担当のほか、新たに特産品化を目指しております長期肥育鶏あしずりキングの販売戦略の担当、また、ジオパークに係る広報担当をそれぞれ1名ずつ、計4名を現在募集を行っております。

また、本市以外の市町村に目を向けますと、例えば室戸市が行っております合宿誘致・スポーツ振興に関する業務であるとか、宿毛市のスポーツ地域総合分野担当といったスポーツを核とした地域振興を担当する地域おこし協力隊員や、須崎市が行っております、空き施設の活用、アートプロジェクトに関する業務のように文化的な資源を活用した事例などもありますので、今後におきましては、全国の自治体の事例も研究しながら、本市に合致し、活性化につながるような職種の協力隊員の導入について検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） どうもありがとうございました。特に宿毛とか室戸が行っているようなスポーツの振興についてですね、ぜひまたいろいろ活路があればですね、また取り組んでいただきたいというふうに今思いました。よろしくお願いいたします。

以上で、地域おこし協力隊については終わります。

続きまして、早期退職者にかかわってというところで、中津総務課長にお聞きしてまいります。中津課長、よろしくお願いいたします。

平成30年度の退職者が定年及び早期退職者も含めまして23名と聞きました。例年よりかなり多い退職者と思いました。また特に気になったのが、年度途中の退職者も多かったように思います。早期退職者には、さまざまな理由もあったと思いますが、今回の質問では市の職員が元気で最後まで働き続けるよう、職場環境や健康診断、またハラスメントなどについて質問してまいりますのでよろしくお願いいたします。

最初ですね、ここ数年の退職者についてお伺いしますが、まず平成26年度から平成30年度の退職者の中で、早期退職者を教えてください。また、新規の採用者についても教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

退職者及び早期退職者数について、年度ごとに申し上げますと、平成26年度退職者13名、うち早期退職者6名、27年度退職者13名、うち早期退職者8名、28年度退職者14名、うち早期退職者6名、29年度退職者18名、うち早期退職者10名、30年度退職者23名、うち早期退職者14名であります。

次に、新規採用者につきましては、平成27年度7名、28年度12名、29年度7名、30年度12名、31年度14名となっております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 特に職場衛生についてであります。労働安全衛生委員会についてお聞きしたいと思います。

労働安全衛生委員会の、まず目的についての説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

土佐清水市役所では、労働安全衛生法に基づき、土佐清水市職員安全衛生管理規程を定め、同管理規程に基づき安全衛生委員会を組織し、職員の安全及び健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的として取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 続きまして、この労働安全衛生委員会のメンバーについて説明をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

安全衛生委員会の委員は、市職員安全衛生管理規程第11条において、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全または衛生に関し経験を有する職員の中から市長が指名した者、土佐清水市職員労働組合の推薦した者などと規定されており、委員長を総括安全衛生管理者であります総務課長、また副委員長を職員組合執行委員長とし、委員には健康推進課長、市民課長を初め、職員組合副執行委員長、書記長など13名で構成しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） この労働安全衛生委員会、ここ数年の指摘事項とか課題があれば御説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

昨年度、安全衛生委員会は、職場点検を含め4回開催しております。

委員会におきましては、委員からの報告や各職場の点検などをもとに、職員の安全及び健康の確保や快適な職場環境の形成と促進に取り組んでおります。

昨年度の主な取り組みといたしましては、休日出勤に伴う代休管理簿の見直しや喫煙場所の統一化、パソコン等をつなぐ配線の整理など、当該年度に実施可能な事案は年度内に実施し、

照明機器のＬＥＤ化、エアコンの取りかえなど新たな予算を伴うものは予算計上の上、本年度実施または実施を予定しているところであります。

また、定期健康診断やストレスチェック、時間外勤務等の実績などについても委員会で確認し、職員の健康保持等に向け、検討を重ねているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ２番 弘田 条君。

（２番 弘田 条君発言席）

○２番（弘田 条君） 続きまして、健康診断についてお聞きしてまいります。

この健康診断についての実施状況や受診者数についての説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

事業者は労働安全衛生法第６６条に基づき、労働者に対し、医師による健康診断を実施しなければならないことと規定されております。

本市職員に対しましては、人間ドック受診者以外を対象に定期健康診断として年１回、医師の診断を初め、血圧測定や胸部エックス線、貧血、尿、心電図などの検査を実施しているところであります。

次に、定期健康診断の受診者数につきまして、臨時職員等を含め年度ごとに申し上げますと、平成２８年度１７３名、２９年度１７８名、３０年度１７３名となっております。

なお、定期健康診断以外にもストレスチェックを初め、保育所や特養の職員を対象とした頸肩腕検査や腰痛検査を実施し、市職員の健康確保等に努めているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ２番 弘田 条君。

（２番 弘田 条君発言席）

○２番（弘田 条君） 続きまして、人間ドックについてお伺いいたします。

この人間ドックの受診の周知や受診者数について説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

先ほど御答弁いたしました定期健康診断とともに、人間ドックは市職員の健康確保等を図るために不可欠なものであります。

そのため、受診の申し込みにつきましては、年度末に庁内ネットワークシステム等を利用し

て次年度の希望調査を行っているところであります。

次に、人間ドック受診者数につきまして年度ごとに申し上げますと、平成28年度163名、29年度165名、30年度160名となっております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次に、ハラスメントについてお伺いさせていただきます。

吉村議員の質問でですね、昨年に係長以上の職員にハラスメントの研修を行ったという答弁がありました。今年度も研修を行う予定はあるでしょうか。私は全ての職員を対象に研修を行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

ハラスメントは意識的・無意識的に特定・不特定多数を問わず不快な思いをさせる、苦痛を与えるなどのことを指し、人権侵害に関与するおそれがあるものであります。

ハラスメントはどの職場でも起こり得るものであることから、昨年11月には、ハラスメント防止及び排除や問題が生じた場合の対応等についてのハラスメント防止研修を実施したところであります。

本年度の研修につきましては、ハラスメントは人間の感情の1つである怒りからくるものもあることから、心理療法プログラムにも使用されており、怒りの予防や制御により対人関係において相手方のモチベーションや良好な人間関係の構築を目的とするアンガーマネジメント研修を予定しているところであります。

なお、研修対象者につきましては、会場の都合や講師の意向等を勘案して判断してまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次行きますして、今まではハラスメントもなかったということも言われてきましたけれども、もし今後ハラスメントが発生した場合の対処の行い方やマニュアルについても作成はしているでしょうか。お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

今、議員のほうからも言われましたが、市役所内においては、これまでハラスメントに該当する事案は発生しておりませんが、近年、ハラスメントに関する報道がなされることを対岸の火事としない取り組みが必要と考えております。

そのため、先ほど御答弁申し上げました研修と合わせて、市職員に関するハラスメントの防止やハラスメントに起因する問題が生じた場合の相談は複数で行うなどの対処方法や事実関係の調査、留意点等の必要事項を定めた土佐清水市職員のハラスメント防止等に関する要綱及びハラスメントガイドラインなどを既に制定しているところであります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） このことについては答弁は不要であります。ハラスメントについては役所だけでなくですね、市内の民間業者にも社員の安全管理を広げて行ってほしいと思いますので、これについてはよろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりました。職員数についてであります。職員数につきましては、職員の減少や国や県からの権限移譲による業務量の増大などにより、住民サービスの低下を招かないよう職員の確保についても御尽力をお願いしたいと思いますが、この件についてよろしくお願ひします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

市職員には市民サービスの向上や市民福祉の充実、市の活性化など、その役割は大きなものがあることから、毎年7月ごろには各部局の業務内容等を把握し、次年度の職員採用や体制等を勘案する資料とするため、庁内全部局を対象に人事ヒアリングを実施しているところであります。

近年、全国的に公務員志願者が減少する中、市役所体制の充実を図るためは、より多くの方に本市を志願していただき、その中からより優秀な職員を雇用する必要があると考えております。

そのため、パンフレット等による土佐清水市職員の役割、魅力等の情報発信や志願しやすくなるような受験日の設定など、今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 最初と繰り返しになりますけども、やはり最近は早期退職とか、年度

途中で退職する職員も目立つようになってきたので、今の議論を踏まえてですね、やはり職員が元気で最後まで働き続けるような、そういった職場についても、ぜひよろしくお願いいたしまして、早く終わりましたが私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後１時まで休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、かなりちょっとまたボリュームがありますので、簡潔な答弁をよろしくお願いいたしたいと思います。

そして一番最初のジオパーク認定活動につきまして、今回、細川議員並びに岡本議員もこの後取り上げられるということで、今回は割愛させていただきたいと思います。課長、済みませんがよろしくお願いいたしたいと思います。

私は議員に就任して以来、今回で４度目の一般質問をさせていただきます。皆さんも御存じのように、年間に４度定例会がございますので、今回４回目ということで、さきの３回、検証及び総括を待ちながら一般質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は平成３０年９月会議での一般質問で、市役所庁舎内のハラスメントについて、２番目に予算編成のあり方について、そして３番目公債費比率について質問させていただきました。そして最後に高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について質問させていただきました。

まず一番最初の庁舎内のハラスメントについて、一定の取り組みが進んでいるということと、午前中、弘田議員が詳しく質問されましたので、今は動向を見たいと思っております。

２番目、予算編成のあり方であります。これは概算要求基準、シーリング方式を見直してはどうかという質問をさせていただきました。このシーリング方式を導入しているという、いたし方ないという部分もあるとは思いますが、方法論としてはいかななものかというふうに思っておりますので、いずれもう一度取り上げたいと考えております。

３番目の公債費比率につきましては、適正化計画も策定されておりますので、今は動向を注視いたしたいと思っております。

そして高齢者福祉計画及び介護保険計画事業書につきましては、先般、担当課長と意見交換

をさせていただきましたので、こちらのほうも事業の推移を見守りたいと思っております。

そして平成30年12月会議では、消防署の職員数及び職員定数について、2つ目にふるさと納税について、3つ目に足摺テルメの運営状況について質問させていただきました。

この消防署の職員定数問題は、市長の防災にかける熱意と政策的整合性から考えても職員を増員すべきだと考えております。このことにつきましては副市長と意見交換をさせていただく予定になっておりますので、今回は取り上げずにおきたいと思っております。

続きまして、ふるさと納税につきましては返礼品の中に土佐清水ワールドの食事券的な、そういうものが使えないのか質問いたしました。そのときの答弁では検討していくということでございましたが、その後、どうなったのかを企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本年4月に総務省から返礼品として取り扱いができる地場産品の具体的な基準が示されました。その中に、区域外で提供される役務であっても地場産品と認められるものとして、地域の特産品をPRするための飲食スペースにおいて、区域内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューの提供とあり、そういう場合は地場産品と認められますので、土佐清水ワールドにつきましてはこれに該当するというふうに考えております。

土佐清水ワールドのお食事券につきましては、昨年の12月会議におきまして現在協議中であり、メニュー・価格等の最終調整を行っているというふうに答弁させていただいたところでございますけれども、土佐清水ワールド各店舗全てのメニュー・価格調整等がなかなか進まず、現時点では返礼品として取り扱いができていないという状況でありますけれども、新たな取り組みといたしまして、市内の宿泊・食事・お土産購入に使える、寄附額に応じてポイントを付与する電子感謝券の導入の準備を進めておりますので、このポイントを土佐清水ワールドで使えるよう協議を行っております。こちらであればメニュー・価格調整も不要であり、飲食された分を寄附者がスマホからポイントで決済できることから、準備が整えば取り扱いを開始できるというふうに見込んでおります。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 答弁ありがとうございます。一定進んでいると理解いたしました。利便性もなかなか向上されているようですので、なお一層の検討をお願いしたいと思っております。

そして返礼品の内容につきまして、プロジェクトチームを以前はつくっておったと思います。

それをもう一度再編するべきではないかという提案をさせていただきましたが、現状をお聞き
いたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

昨年の１２月会議におきまして、現在は返礼品選定ワーキンググループのメンバーが集まっ
て協議は行っておりませんが、随時、各担当者から情報収集しながら返礼品の選定を行って
おりますというふうに答弁させていただきました。現在も同じ状況であります。

庁外の方の意見として、農林水産課で実施しておりますメジカ産業再生プロジェクト事業で
招聘している食に関する専門家の方々に、商品の提案やあるいは商品の見せ方、ＰＲ方法など
についてアドバイスをいただく場を設けております。

また、県内寄附額上位の室戸市、須崎市、四万十町が所属し、県内１１の市町で組織してい
るふるさと納税自治体連携協議会に本市も参加しておりまして、２カ月に一度、ふるさと納税
制度の情報交換やノウハウなどの共有を行っており、また寄附が集まる年末に向けましては、
各自治体の返礼品を１つずつ届ける定期便を共同で実施するなど高知県全域を盛り上げる取
組みなどを行っております。

現状といたしましては、プロジェクトチームでの協議は行っておりませんが、今後もさまざ
まな方法で情報収集や返礼品の開拓を行っていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） ５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君） 課長、このときにですね、私、民間のエッセンスを取り入れるべきだ
というような御提案をさせていただきました。

先般、議会報告会が市内５カ所でありました。その中で、市民の中からこの問題について質
問されました。議会として、議員として、このふるさと納税にどのように取り組んでいるのか
という質問をいただきました。私、その質問をいただいたときにですね、議員として、議員は
大体執行部にこういうことをするべきやないかと提案ばかりします。

そこでちょっと自分なりに考えてみて、その中に自分も入っていこうと思っております。議
員の有志を募って、今、高知大学の地域協働学部の学生さんの中で、高知大学ですから全国各
地から学生さんが来るわけです。その中で、いずれ自分は地元に戻って市長になったり議員に
なったりしたいという学生さんのチームがございました。御縁がありまして、先般お話をさせ
ていただきました。清水はこういう今状況であるということをお話しすると、大変興味を持っ
ていただきまして、いわゆる返礼品に対しての提案をいただくというのではなくて、土佐清水

全体、例えば財政、第1次産業、第2次産業等々、教育や福祉、清水全体を1つのパッケージとして、その中から清水型のふるさと納税を考えていくという、そういう議員と学生さんでワーキンググループをつくって立ち上げてですね、担当課と意見交換をしながら進めていきたいというようなことを、今立ち上げております。まだでき上がってはおりませんが、今、議員も議会としてもそういうふうな自分らも一緒に考えていくと、提案するだけではなくてですね、そういうふうに思っております。これ、どのような形でいつできるか、まだはっきりは決まっておりますが、できましたらですね、提言をまとめて企画財政課のふるさと納税のチームと協力して進めていきたいと思っておりますが、企画財政課長の御見解をいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

外部の、しかも若い方々の意見をいただける貴重な機会であるというふうに考えておりますので、ぜひその際には参加させていただきたいというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 早期に実のある提言ができるように、僕のほうも議員有志と進めていきたいと思っておりますので、どうぞひとつよろしく願いいたしたいと思います。

続きまして、足摺テルメの運営につきまして質問させていただいております。

そのときは平成29年度、改修費に約1,200万円かかっていて、家賃として納付金であります。経営が余りよくないということで9割減免ということで年間120万円の家賃ということであったと思います。つまり1,200万円支出して120万円家賃収入を得たというのが平成29年度であったと理解しております。そのときに私、同じようなことを言いました。市民感情として、それは納得できないのではないかとということを、ここで言わせていただきました。

それでは観光商工課長にお聞きいたしますが、平成30年度の収支をお示し願いたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

今年度の支援の納付金算定の基準となるのが、平成29年12月から平成30年11月の間になります。この一年間の単年度決算は1,476万円の赤字決算となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） それでは市長にお伺いいたします。

そのとき市長答弁では、資産価値を含めて総合的に判断する時期にきていると答弁されております。その後、資産価値の調査をされたのか。されたのなら、その結果をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨年の12月議会におきまして、吉村議員にお答えしたとおり、足摺テルメの資産価値を不動産鑑定士により鑑定評価額を算出いただきました。

今後、この評価額をもとにいたしまして、売却も含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） これ、たしか契約が今年度令和元年度、ことしの年度末で一旦切れて契約更新になるというお話も聞いておりますので、これも大変財政的に厳しいところでございますので、早期にこの検討をしていただいて前に進めていただきたいということを重ねてお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、平成31年3月会議におきまして、再び庁舎内のハラスメント、そして中央商店街の火災について、そして3つ目しおさいの運営状況についてを質問させていただきました。

中央町の火災につきましては、消防は第1報から7分で現場に到着して2分以内に放水を開始したという時系列での説明をいただいております。先日、被災された方とお話しする機会がございました。その方がおっしゃるには、消防が大変迅速に対応していただき感謝しているというようなお話をいただきました。この場をおかりしまして、消防長、消防署長にお伝えしたいと思います。どうも御苦労さまでございました。私は火災直後に現場に伺いました。大変悲惨な状況で言葉にならなかったことを覚えております。そして先日、跡地を歩いてみたときに、被災された方々にはおしかりを受けるかもわかりませんが、ピンチをチャンスに変えることができるのではないか。この跡地を商店街の活性化に結びつけることはできないだろうかと思うようになりました。

実は、選挙戦の時、街頭演説の中で、私は清水の観光商工がV字回復するには2つ必要だと思っております。1つはジョン万次郎のNHKの大河ドラマ化であります。もう1つが商店街

の中に道の駅をもってきてたい。そのようなことを訴えて選挙戦を戦いました。もちろん地権者の御理解や御協力をいただかなければならないことは重々わかっております。

昨今、竜串の再開発等で観光客の増加が見込まれております。当然、市街地商店街への誘客にもつながると大変期待しております。観光商工課長に現在の商店街の活性化、誘客についての活動をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

中心商店街の活性化につきましては、昨年度から県・市・商工会議所・商店街振興組合、そして活動に賛同する人たちによる、まちづくり検討・実施会を重ねてきております。この間、県経営支援課の支援も受けましてアドバイザーの派遣もしていただきながら、今後の計画づくりも進めてきたところです。もちろん、議員御指摘の竜串地域再整備により訪れる観光客をいかに市街地へ誘導できるかとの視点でも検討を進め、結果、中心商店街のそばに漁港があり、清水サバを初め、新鮮な魚があることを生かすべきと、魚を中心にした店づくり、そしてイベントを開催していくこととしております。イベントも単発的なものに終わらず、定期的・持続的に実施していく計画であり、観光客の誘客につながる情報発信もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 担当課いろいろ考えて活動していただいているということで理解しております。

それでは市長にお伺いいたします。先ほど言いました、中央商店街火災跡地に商店街の核になる道の駅のようなものがつくれないものか、検討してはどうかお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど課長も答弁いたしましたが、現在、県の指導も支援もいただきながら関係者でまちづくり検討・実施会、こういうのを開きながら協議を重ねているところがあります。

提案のあった道の駅、この道の駅というのは国交省の事業になりまして、道路利用者の安全で快適な道路、交通環境を提供すると、そういった趣旨の設置基準や機能がありますので、この道の駅という事業には街の中ですので該当しないとは思いますが、そして何よりも地権者の

方の考え方、これが尊重していかなければなりません。ただ、中心商店街でありますので、まちの駅、そういった地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場となる、そういう施設ができればと、それは何と言いますか希望しているところであります。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 市長、最近ですね、やはりこのとこ大きな事業がありまして、箱物行政とやゆされることもあるとは思いますが。ただ、ここ数年、そういう必然的に防災に力を入れたということで、それから今までなかった給食センター等、そういう今までの課題であったものをスピード感を持って進めてきたということで、ある一定箱物ができることは十分理解しております。ただ、今までの箱物のありようはですね、どちらかというと守りの箱物と理解しております。これから人口も減り、交付税も減っていく中で、商店街も大変厳しい状況になってくることが予想されます。そういう中で希望の持てる箱物といえますか、それはですね、一定僕は財政的に厳しい中でも、もちろん県・国の支援もいただきながら、ぜひ、先ほど市長言われたまちの駅というコンセプト、すばらしいなと今聞いて思っております。当然、道の駅は大変ハードルが高いのは承知しております。ただ、道の駅的な、そういうものがあそこにできればですね、誘客、観光客が、いつも市長言われている足摺から竜串へ流れる、その間の誘客に僕は非常にこれプラスになるんじゃないかと。大変予算的に厳しいのは重々わかっておりますが、ここは攻める箱物といえますか、堂々とこれを議論して、地権者の方々、そして商店街組合、そして商工会議所の方々と協力、検討して、ぜひ実現に向けて、これをつくろうじゃないかという体で進めていただきたい。それを重ねて要望しておきたいと思っております。市長、よろしくお願いいたしますと思います。

そして、しおさいの運営について、しおさいの園長にお聞きしたいと思っております。

私、3 月会議で処遇改善加算の導入を検討するよう質問いたしました。その後、しおさいとして検討したのかどうかお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 岡田旭生君自席）

○しおさい園長（岡田旭生君） お答えいたします。

導入に当たりましては幾つか問題が挙げられました。

まず、1 つ目として、厚生労働省所管の平成 30 年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要によりますと、賞与ほか各種手当を含めた 9 月時点の平均給与月額が 30 万 9 70 円となっております。本市の介護職員は平成 31 年度より行政職給料表（二）への経過措置期間が完了しまして、完全適用となり減額となっておりますけれども、それでもなお本年度見込みを試算し

た結果、平均給与月額が4万5,819円2円となり、改善が必要な低水準に置かれている状況ではないこと。

2つ目として、この加算を導入することにより、利用者負担金にはね返ってくることから、低所得者の方々にさらなる負担を強いることになることや介護保険料にも算入されること。

3つ目に、加算対象業種が介護職員のみという制約がありまして、介護員と同じ給料表を適用しております調理員との職種間の公平性。

4つ目に、現在でも給与水準が高い中、給料等の上昇による公務員優遇措置ではないかという市民からの批判にどうこたえていくのか。

最後5つ目に、臨時・パート職員につきましては、2020年度から導入されます会計年度任用職員制度が適用されることになりましても、処遇面を含めた任用形態も向上することが見込まれるため、その状況を慎重に見きわめる必要がある、という問題が挙げられました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 園長、その処遇改善加算の考え方について、少し間違いがあると思っております。この処遇改善加算の考え方は、当初これが導入されたときはですね、交付金といいますか、ダイレクトにお金が入ってくると。そしてそれが職員の給料にはね返るという制度であったと思っております。ところが今は、この処遇改善加算というのは介護保険制度の中に制度として入っております。ということは、どういうことかといいますと、賃金を上げるのが目的ではなくなっているわけです。これはサービスを向上すれば加算されていくという、そういうものになっております。例えば、この処遇改善加算を個別機能加算、栄養マネジメント加算、口腔衛生管理加算、そして看護体制加算など、20ぐらいの種類があるわけです。そのサービスを向上していく結果として職員に給料が反映されていくと。そういうものでありますので、今、園長が言われたことと基本は全く違うと思っております。

つまり、処遇改善加算を導入しないということは、そういうサービスを向上しないという理解もできるわけであります。利用者に対してサービスを向上する、した結果として加算されて給料が上がるわけであります。それは公の施設として、もう一度考え、しかも民間がなかなかこの処遇改善加算、上手にといいいますか、取り入れてやっております。当然まだ民間のほうの、そういうふうな勉強もされていないんだろうなと思っておりますが、もう一度この処遇改善加算、検討するべきだと思っております。

園長、今言われた中で、介護保険料も上がる、利用者の利用料も上がると。当然、介護保険制度ですから使えば上がります。ただ、マックスでこの処遇改善加算を取ったとして、どれぐ

らい介護保険料が上がるのか。それもなかなか難しい計算がありますが、多分30円とか40円とか、そういうレベルではないかなと思っておりますので、その処遇改善加算全て取るというのではなくてですね、少しでもできる範囲で加算を取れば利用者のサービス向上が第一前提でありますので、そこは当然取り組んでいくべきだろうと。給料の高い安いというのは、あとの議論になるのではないかと私はそのように思っております。

そもそもこの処遇改善加算の話をしたのは去年の9月、しおさいに僕が行ったときに園長と職員の給料についてお話をさせていただいたときにさかのぼると思っております。そのときに私は、職員の給料ではなくて、正職員じゃなくて非正職員のパートさん、臨時さんの給料を何とか厚くできないか。それに対して処遇改善加算が取れないものかというところからスタートした話だと思っております。

その後、私も勉強不足でありましたが、公務員であつてもこれが適用になるということで3月に質問させていただきました。公務員は高いとおっしゃいますが、現業職ここ3年で下がってきております。今、3年目で行（二）で一番底の給料になっていると思います。この処遇改善加算、必ず前年度より給料を上げなければならないという、そういう制度でありますので、今年度が一番底ですから、一番導入するには今年度か来年度、来年度ですか、それが一番理想的なタイミングだと思っております。もちろん全部加算を取れとは言いませんが、それはバランスを見ながらですね、それから民間がどのように入れているのか勉強してから、そういうふう導入するしないを検討していただきたい、そう思っております。

そこで1つ伺いたいします。しおさいの正職員の給料は公務員給料なので、ほかと比べて高いということでありました。それでは、正職員以外の方々の給料は高いのかどうか教えていただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 岡田旭生君自席）

○しおさい園長（岡田旭生君） お答えいたします。

全国的にも介護人材不足が顕著となっており、本市も同様です。今後も介護ニーズが増大していく中で確実に人材を確保するとともに、雇用管理状況の改善・向上により、介護員の定着を図るため臨時職員につきましては処遇改善策として、平成30年度から賃金日額の見直しを行いました。内容としましては、介護福祉士、ホームヘルパー1級及び2級、介護職員初任者研修修了者は経験年数に基づき昇給するものとしております。

昇給の基準及び日額につきましては、勤務年数3年未満は7,500円、3年以上7年未満は7,800円、7年以上10年未満は8,200円、10年以上は8,500円として、以前の一律7,400円ではなく昇給する仕組みとしております。ただ、条件として、しおさいの介護員と

して雇用された期間を通算することと、正職員と同様の早出及び夜勤が可能な者に限ることとしております。この見直しにより一定改善されたと認識しております。なお、無資格者の場合はこれを適用せず日額7,000円となっておりまして、しおさいの臨時介護員の賃金も高い水準にあると認識しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 今、るる御説明いただきましたが、園長が言われるように、しおさいの臨時職員は民間と比べて高いのであります。民間が大体僕が調べた同程度の特別養護老人ホーム、本入所100、ショートステイ20、この規模でですね、大体14万円から15万円の間というのが多いようでございます。当然、この中には処遇改善加算も加算されての金額であります。それと比べると、しおさいの臨時職員さんの給料は高いと、単純に比較すればそうなると思っております。

それではあります、給料はほかと比べて高いということではありますが、今、しおさいは人手不足だとお聞きしております。それはそもそも今、労働者の人口が絶対数がもう足りてないんだろうと思っております。以前は介護職は仕事がきついということで、介護職につく人が少なくなったというふうな話がありましたが、それよりもまだ先に進んでといいますか、ひどくなって、労働人口自体がもう少なくなっているというような状況であります。今、給料を幾ら上げてみてもですね、なかなか介護職につき手がいないという現状であります。そもそもしおさいは応募資格、求人の資格のハードルが、例えば介護福祉士を持っていないとだめだとか、いろんなハードルが公の施設ということもあるとは思いますが、ハードルが高過ぎるのではないかと思っております。そのあたり園長、御見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 岡田旭生君自席）

○しおさい園長（岡田旭生君） お答えいたします。

募集しても応募者がいないという現状から、今後の採用試験につきましては議員御提案の応募要件であります資格要件、介護福祉士資格を有する人を撤廃して、無資格者でも園全体、職員全員で育て、キャリアアップしていく人材育成も視野に入れて人材不足の解消につなげる取り組みも必要かと考えます。

ただ、正職員の全ての介護員は介護福祉士の資格を有しておりまして、専門職としての経験値も高く、技術や知識はすぐれていると思っております。

応募の資格要件を撤廃するとなれば、例えば未経験者の場合は採用初期におきまして、技

術・知識不足からサービスの低下や適切なサービスの提供が行えないことなどが懸念されますし、介護福祉士の有資格者数が現在取得しております加算の取得基準を下回った場合、加算が取得できなくなることや採用時における給与の格付など労務管理の問題もあります。こういったことから、引き続き現在の受験資格で公募を継続しながら資格要件の緩和や募集方法を検討する必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 園長、民間は無資格の者を採用して自前で育てるという、今、時代になっております。以前は、例えばヘルパー 2 級、それから介護福祉士を持っているということが必須な施設も数多くありました。先ほど言いましたように、絶対数が足りなくなっている状況で、しおさいは現在、介護福祉士及びケアマネ、この資格を持った方がほとんどだと理解しております。それはそれとして、もう民間では自前で育てて教育して、そして 3 年後に介護福祉士、それから 5 年後にケアマネを受験させるというようなところに入ってきております。

当然、今、しおさい職員数がかつかつだとお聞きしております。これはやはり入居者のリスクマネジメントといいますか、やっぱりマンパワーは必要であります。そういう状態のときに、もちろん全員が無資格というわけではありませんので、今からの採用は僕の経験でも資格がある人が高齢者介護に向いているかどうかはまた別の話であります。やはり高齢者に対して年寄りという表現がいかげなものかというところはあるかもわかりませんが、やはり好きな方、そういう方に、そういう気持ちのある方に介護職についていただく。そして資格やテクニックは後からつけるものであります。まず、そういうところから採用基準をシフトして、もう一度検討し直していただきたいと、そのように思っております。

そして次に、しおさい夜警員さんの労働条件が変更になったとお聞きいたしましたが、どのように変更になったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 岡田旭生君自席）

○しおさい園長（岡田旭生君） お答えいたします。

夜警員につきましては、委託契約により毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間を契約期間としまして、2 名に毎週金曜日から木曜日までの午後 5 時から翌日午前 8 時 30 分までを隔週で警備を委託しておりました。

ことし 4 月からは人員不足で人員配置に余裕がない日もありまして、ショート（短期入所）利用者様の園外への徘徊対応の見守りでありますとか面会者等の来園者対応策としまして、毎

週金曜日から木曜日までの夜警に加えて、土日、祝祭日の午前８時３０分から午後５時までの警備も隔週で委託しております。なお、ゴールデンウィーク・年末年始・感染症期は事務所職員が輪番で当番をすることとしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君） 先ほど言われたように、夜警員の方は業務委託をされているということで、労働者としての契約ではないというような流れになっていると思っております。

現在、私が調べたところによりますと、夜警員さんの労働条件、環境といえますか、月に１人が１５日入りまして、一週間勤務して一週間休むと。今回、一週間休みの中の土日を事務所の当番として１日８時間労働で２日で１６時間、月に３２時間から４０時間ぐらいふえるというふうにお聞きしております。

現在、しおさいの夜警員さんは夕方５時から翌朝８時半まで、拘束時間でいえば１５．５時間あるわけでありまして。それで１５日間やり、それプラス、また４０時間近いものがプラスされて給料は９万８,０００円であります。これをもちろん業務委託されているわけですから最低賃金云々という概念は入ってこないということは理解しておりますが、これを仮に時給換算したら幾らで働いておられるかというのをすると、１５日１５．５時間勤務で４２１円であります。今回、４０時間ぐらい時間がふえます。３２時間から４０時間ぐらいふえるという計算でやりますと３７０円であります。当然、１５．５時間全部フルで働いているわけではないというようなことではあるとは思いますが、結局その中で仮眠を取ろうが何をしようが、何かがあった場合には対応するというような仕事の流れになっております。先ほど園長にお聞きしましたが、ショートステイが今すごく人気で収益も上がっているということで、土日にショートで入ってこられた方や来訪者がふえたと。それから感染症いろいろあった関係で土日は事務の職員さんが交代で番をされてと。

ではお聞きしますが、その方たちは無給で２日間当番をされていたのかどうかをお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 岡田旭生君自席）

○しおさい園長（岡田旭生君） お答えいたします。

土日等に勤務した職員は平日代休扱いとしております。

○議長（永野裕夫君） ５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君）　ということは、大変しおさいの事務の方もお忙しいというのは理解しておりますので、土曜日、日曜日に出てきたら休日を振りかえとか、かえて対応しているということでもありますね。ということは、夜警員さんは、じゃあ月に4日ないし5日勤務がふえるのですが、これは休暇は振りかえるということではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君）　しおさい園長。

（しおさい園長　岡田旭生君自席）

○しおさい園長（岡田旭生君）　夜警員さんにつきましてはですね、振りかえはございません。

○議長（永野裕夫君）　5番　吉村政朗君。

（5番　吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君）　業務委託の契約書も、この前園長にお願いして少し見せていただきました。今までの業務内容の中に1行だけそれが今度、土日も当番をするというような一文がつけ加えられておりました。僕はですね、この話を聞いたときにですね、一番弱いところに一番無理がかかっている。9万8,000円で一番厳しい、先ほど言いました時給換算でいうと、かなり厳しい条件で働いているところにですね、そこにまた40時間近く無給で勤務時間がふえるということは、今、働き方改革が言われていて、長時間労働を言われていて、その旗振り役である市役所が、そういうことで果たしていいものだろうか。僕は非常に疑問に思っております。やはり、全部の事業から見れば小さいことかも知れませんが、重箱の隅に本質が隠れているときが多々あるわけです。今回のことは、僕は細かいことかもしれませんが、実は市役所にとって改革するべき重大なことだと僕はそのように思っております。

それでは副市長にお伺いしたいと思います。しおさいの夜警員さん、結局業務として月に32時間から40時間ふえたわけでありまして。これはきっちりと予算措置をして、気持ちよく働いていただくということがあってしかるべきだと思っておりますが、副市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君）　副市長。

（副市長　磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君）　お答えします。

先ほど園長からも申し上げましたが、夜警業務の委託につきましては、委託する側、委託を受ける側、双方が委託内容を確認した上で合意し、契約を結んでこれまで行ってきましたので労働基準法の適用外と認識をしておりました。

今回、吉村議員の質問通告を受け、改めて労働基準監督署に問い合わせをしたところ、委託契約であっても労働時間等を提示して行う業務については労働基準法が適用されとの指摘を受けましたので、早急に現在交わしてある委託業務内容の見直し、または委託料の見直しを行

うべく、今現在検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 副市長、ありがとうございました。私も先般、労働基準局へ行って、委託業務と労働者契約の違いについて細かく少し意見を聞いてまいりました。当然、土佐清水市として悪意があってやっていないことは重々わかっております。大変、先ほど言いました委託契約と労働者の契約の違いというのは、ちょっと難しいところがありますが、厳密に言うと、やはり今の状況ではグレーに近いというようなことであったと思いますので、副市長、大変すばらしい答弁をいただきましたので、ぜひ早急にそのように対応していただきたいとお願ひしておきたいと思います。

そして最後にもう1つ、園長に処遇改善加算の先ほど話をさせていただきました。ぜひ、重なりますが民間がなかなか賢くやっております。民間に学ぶことも、時には重要だと思っておりますので、そのことを重ねてお願いしておきまして一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 6 分 休 憩

午後 1 時 5 5 分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

10 番 前田 晃君。

（10 番 前田 晃君発言席）

○10 番（前田 晃君） 日本共産党、そして市民のこえの前田晃です。先月5月に岡本議員と会派「市民のこえ」を結成いたしました。この会派の名前のとおり、市民の声をしっかりと市政に反映させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですけれども、通告に従いまして2点の質問をいたします。

まず1つ目は、4月に行われました県議会議員選挙にかかわる質問であります。2つの点についてお尋ねいたします。

その1つ目は、3月会議の続きになりますけれども市長の政治活動についての質問であります。市長の政治活動のあり方については、今後の市長及び市政運営の信頼にかかわる問題であり、しっかりと検証する必要があると思いますので、市長はもう触れてほしくないでしょうけれども、再度この問題について質問させていただきたいと思います。

私は３月会議で一方の予定候補者の連名ポスターに名前を連ねた県議選での市長の政治活動について、中立性を欠いているのではないかという市民の声をもとに市長の認識を尋ねました。それに対しまして、市長は政治家としての政治活動の正当性を述べ、その後にこの賛否については、このというのは政治活動ですね。政治活動の賛否については市民の判断に委ねるほかないと答弁いたしました。繰り返しますと、市長は県議選での政治活動の是非、いいか悪いかは市民の判断に委ねると答弁したわけですが、市長、そういうことでありましたよね。

そこで市長にお尋ねいたします。今回の県議選の結果は市長の政治活動に対して市民が明確な判断を下したものと私は受けとめましたけれども、この点について市長はどのように受けとめられておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 現職と新人の一騎打ちということで、大変厳しい３８３票という大変接戦の選挙戦であったと思います。この結果については、厳粛に受けとめているところであります。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 私がお尋ねをしましたのは、この県議選の結果をですね、市長の政治活動への市民の判断だと受け取っているのかということが、まず１つです。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） さまざまな御意見があると思います。その一つ一つはまだ市民がどのように考えているということは分析しておりませんが、いずれにしても、この結果につきましては厳粛に受けとめております。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 厳粛に受けとめているということですが、その厳粛に受けとめる内容は、市長の行った、この政治活動はだめだと市民が判断したというふうに受けとめておいでということですか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） いろいろな考え方はありますが、私も政治家でありますので、

この私の将来の政治生命といいますか政治活動にとって致命的な結果になるとは考えておりませんし、またそういうリスクも負いながら政治家としてこの選挙にかかわっておりますので、市民の皆さんの声、また後援会の皆さんの声はゆっくりと聞きながら、今後に生かしていきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 県議会議員選挙というのは県議を選ぶ選挙ですから第一義的には選挙結果といいますのは候補者の力量、実績、政策などを市民が判断したものと、これが普通だと思います。

しかし、今回の選挙につきましては、それに加えて市長が市民に判断を委ねた例の市長の政治活動のあり方の是非が、市長は委ねると言いましたからね、それが問われた選挙だったというふうに私は思います。

市長は厳粛に受けとめるというだけなんですけれども、私は今回の県議選の結果は市民の皆さんが連名ポスターに名を連ね、中立性や公平性を欠いた市長の政治活動はだめだとはっきりと判断を下したと言えるというふうに私は思っています。市長の政治活動は自由だとしても、公人の立場にある市長は常に中立、公平であるべきだという、そういったのが市民の感覚であり、判断だと私は見るべきだと思います。

参議院選挙が近づいておりますけれども、どうぞ市長はお認めにならないかもしれませんが、この市民の判断を真摯に受けとめて、今後の政治活動に生かしていけるよう、市長のために私は進言をしておきたいと思えます。

次に、3月会議で市長からポスターへの掲載は県議選への立ち位置を明確にするために踏み切ったという答弁がありました。この点についても今後の市政運営に関係してくるというふうに思いますので確認させていただきたいと思えます。

市長が明確にしたとする、この立ち位置とは一体何を意味していたのでしょうか、お伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 立ち位置というのは、応援すべき候補者を明確にしたということがあります。私が選挙へかかわったことが全て選挙結果につながるような、そういう飛躍した前田議員の考えには納得はいきません。私も政治家ですので、その時々で政治家としての判断はこれからもしてまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

(1 0 番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 私の判断に納得しないと。それはそれで構わないと思います。私は市民の判断は市長の政治活動への判断でもあったと。市長が委ねた市民の判断だと私は思っております。

それで、この立ち位置についてですけれども、あなたが新人候補の支持、そういう立ち位置を明確にしたということになるという答弁だと私は理解しましたけれども、気になりますのが、この当選した現職県議との関係であります。これは選挙前から市民の中からいろいろ言われていました。声がありましたけれども、現職県議との間に、この選挙戦のわだかまりが残って、今後の連携が難しくなっているのではないかという市民の声もあるわけですが、市長はこの声にどのようにおこたえになりますか。そして、もしそういったしこり、わだかまりが残っているとすれば、県議との関係を今後どういうふうに修復していくおつもりか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) あなたのこのような質問が、対立を逆にあおるという指摘もありますが、私は勝負が済めばノーサイド、その精神でこれまで生きているつもりであります。

○議長(永野裕夫君) 10番 前田 晃君。

(1 0 番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 私は対立をあおっているつもりは全くありませんけれども、今後の市政運営にかかわるだろうということで質問させていただいております。市長が3月会議でも答弁しましたけれども、本市の政治課題を解決するためには、国会議員や県議員、首長などと協力・協働・連携は私も必要だと思っています。橋本県議も、現職の県議もですね、選挙が済んだらノーサイドだ。市民のために必要なことは市とも協力して取り組んでいきたいと話しております。政治に携わる者として、先ほどの答弁では市長も同様の認識だというふうに私は受け取りましたけれども、もし、そういったしこりが残っているとすれば、私は現職県議との関係を修復する責任は先に立ち位置を明確にした、ちょっと俗な言い方しますと、先に手を出した、態度表明をした市長の側にあるというふうに私は思っています。市長のイニシアで誠意を尽くして関係修復に努めていただくと、それは関係ないと言うかもしれませんが、その点もまた市長に進言をしておきたいと思います。

続けて市長にお尋ねをします。聞くところによりますと、市長は応援していた候補者の個人演説会などで、先ほど市長の答弁の中でもちらりとその言葉が出ましたが、今回の県議会議員選挙に政治生命をかけると述べたということですが、それは事実でしょうか。も

し、それが事実だとすれば、この政治生命をかけるというのはどういう意味で使われたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私はどの政党にも属しておりませんし、いかなる団体等の推薦も受けておりません。ですから、政治家が立ち位置を明確にするということはですね、政治家としての将来を絶たれる、そういうリスクを背負った上で今回の選挙戦に臨んだわけでありまして、まさしく政治生命をかけるという、立ち位置を明確にするということは政治生命をかけるということだと思っております。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 述べたことは事実なんですよね。わかりました。

私も政治生命をかけるというのは自分の選挙ならよくわかるんですけども、人の選挙に政治生命をかけるということは通常あるのかなと。これは相当の力の入れようだなというようなことを思ったんですけども、通常は政治生命をかけると言えば、選挙結果によっては政治家としての、今もリスクを背負ってと言いましたけども、出处進退を決めるということではないかと思います。

そこで市長にお尋ねをします。市長は政治生命をかけた、この県議選挙で結果として応援した候補が敗北したわけですが、政治生命をかけた以上、そういうふうに述べた以上、今後どのように身を処すおつもりなのか。政治家、そして市長としての進退も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 政治家の出处進退というのは極めて重いことだと私は思っております。２年前の市長選において、私は圧倒的な市民からの負託を受けて、市民の皆さんに支持を受けて市長としてこの場に立っておるわけでありまして、政治家の出处進退というのは軽々しく発言するわけにはまいりません。それは十分、前田議員も政治家でありますのでわかっているとは思いますが、そういう市民の負託を受けた以上、今回の選挙結果については厳粛に受けとめながらも、今後とも市勢発展に邁進していく考えであります。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 政治生命をかけるというふうに述べたのは市長でありますから、私

は政治生命をかけるという意味は政治家としても、また今の役職の市長としての出处進退を決めると、そういうリスクを背負って言った言葉だというふうに私は理解しております。

2年前の選挙で市長は確かに票を集めて当選しましたが、今回の選挙に政治生命をかけると述べたのは市長ですから、それはどうなんですかということを私はお尋ねをしているわけでありまして。決起集会、それから個人演説会、あるいは講演会など、そういった私的、非公式な場での発言であっても多数の皆さんに向けて発した発言、言葉は政治家は責任を持たなければならないと思います。県議選に政治生命をかけると述べて、その結果が出た以上、市長は御自身の発言に責任を持ち、出处進退も含めて今後の身の処し方について表明があつてしかるべきだと私は思います。速やかに態度表明をされることを、しつこいようではけれども、これまた市長のために進言をしておきたいというふうに思います。何といいましても市民はさきの県議会議員選挙で中立性を欠いた行き過ぎた政治活動はだめだと審判を下したわけですので、市長は政治活動について、このことをしっかりと肝に銘じて、今後対応していただきますよう重ねて要請をいたします。答弁は要りません。求めません。

さて、県議選挙にかかわる2つ目は、移動投票所についての質問であります。まず、選挙管理委員会事務局長にお尋ねをいたします。

さきの県議選で本市の投票率などの状況、そして特徴的なことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 井上美樹君自席）

○選挙管理委員会事務局長（井上美樹君） お答えいたします。

まず、投票結果の数字等から御説明いたします。

県議会議員選挙の当日有権者数は市制発足後の昭和30年には1万8,498人でありましたが、過疎化による人口減に伴い、有権者数も徐々に減少し、ことし4月の県議会議員選挙時には1万2,116人となっております。投票者数は、9,021人でありました。

投票率につきましては、最近は以前と比べますと少しずつ落ちてはきているものの、4月の選挙時にも県内11市の中では一番高く、74.46%でありました。一番低かった市の38.42%と比較しますと、その高さがわかると思います。

次に、期日前投票者数は3,784人、不在者投票者数は220人という結果でありました。

本市の特徴ということですが、従来からの市民の皆様の選挙に対する意識と関心の高さが投票率にもあらわれていると考えております。

また、平成15年12月1日より、それまでの不在者投票制度に加え、選挙人の利用しやすい期日前投票制度が導入されました。

この期日前投票が全国的にも増加傾向にあります。4月の県議会議員選挙では当日投票者数に対しては40%を超え、特に多かった市街地の4つの選挙区では平均50%以上の利用がありました。

このことが、一番の本市の特徴ではないかと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 詳しい分析ありがとうございます。

投票率につきましては、高知新聞の報道によりましたら、県下有権者が2万人を超える自治体での低投票率化が進んでいると。とりわけ高知市が40%を割り込むというようなことも書かれておりました。

先ほど局長のほうからお話ありましたけれども、本市の県議選の投票率74.46%は県下の選挙区でトップだということでありましたけれども、それでも前回に比べると2%程度下がっております。

市の選管のホームページを見ますと、本市の投票率は最近県議選を初め、市議選、市長選で大体70%台。衆参の国政選挙で60%台。20年くらいまではどの選挙でも大体投票率は80%を超えておりましたので、高いとされる本市の70%台の投票率も長期的には先ほどの局長の答弁にもありました低下傾向の中にあると言えるのではないかと思います。

選管事務局長にお尋ねをします。都市部の投票率の低下の要因としましては、若者の政治離れが言われておりますけれども、若者の少ない本市の場合は、この長期的な低下傾向の要因としてはどんなことが考えられるか、選管事務局長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 井上美樹君自席）

○選挙管理委員会事務局長（井上美樹君） お答えいたします。

全体の投票率が下がってきている要因はとの御質問ですが、全国的に都市部では若年層の選挙離れが言われている中、本市では18歳、19歳の影響は1ポイント程度と推計いたします。それよりも選挙人の高齢化により、自己の意思をあらわすことが困難になった方が多くなったことなどが1つの要因ではないかと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。低下傾向といいましても、先ほどから話が

ありますように、他の市町村と比べますと本市の投票率はまだ高く、低下の傾向も比較的穏やかだということです。

それは政治に対する市民の関心が高いという地域性があるかもしれません。また、私は市役所と、それから期日前投票については市民センター3カ所で行っておりますので、それも貢献しているかなというふうには思いますけれども、今、局長のお話もありましたように、有権者の高齢化によって投票、それから投票所に行くことが難しくなっていることも事実でありまして、それらが本市の投票率の長期的な低下傾向の要因ではないかと私も考えています。

さてそこで、移動投票所についてですけれども、4月の初めに高知新聞にさきの県議選挙でいの町が県内で初めて移動投票所を導入したという記事が載りました。その記事によりますと、いの町では県議選告示後の2日間、4月1日、2日に投票箱を乗せたワゴン車を山間部の集落10カ所に走らせて期日前の投票ができるようにしたということです。いの町は御承知のように町村合併で面積が広くなりまして、大体本市のおおよそ2倍ほどあるようです。投票所が減ったという特別な事情があるようではありますが、高齢化と限界集落が進む本市においても、この投票率を維持向上させる取り組みとして参考になるのではないかなと思いながら記事を読んだことでした。

ここで副市長にお尋ねをいたします。本市では、ここ十数年の間に、大川内地区や有永地区、それから藤ノ川地区などの投票所を廃止しております。それは立会人が構えられないなど地域の事情もあったようですけれども、高齢の皆さんにとっては遠くなった投票所へ車で15分から20分かけて出かけるのは大変な労力だと思います。4年前に投票所が廃止されました藤ノ川地区の区長にお伺いしますと、車に乗れない高齢者がふえて貝ノ川の投票所までは行けない人もいと、移動投票所ができればありがたいという声がありました。この投票所が廃止になった他地区も似たような状況ではないかと思いますが、そういった地区の高齢者の投票を保障する移動投票所について検討していただければと思いますけれども、副市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員御案内の移動投票所につきましては、さきの高知県議会選挙におきまして、いの町が期日前投票で実施したとのニュースを私も興味深く拝見いたしました。

本市におきましても、過疎化により人口が減少した集落が点在しており、選挙の立会人を選任するのも難しくなっているというのが現状でございます。

先日、別件で選挙管理委員さんとの懇談の機会があり、その席で私から委員さんにこの移動

投票所の話題を出して、投票所の統廃合とあわせて議論していただけないかというお願いもしたところでございます。もちろん選挙人の投票の機会の保持は必要でございまして、現在も投票所の廃止した地区につきましては投票所までの送迎の車の確保なども実施しております。

議員御存じのとおり、選挙管理委員会は独立した行政機関でございますので、選挙に関することは選挙管理委員会で議論、決定していますので、この件についても議論していただけるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。いの町の選管に問い合わせしてみました。いの町は事務局が1人だそうで、なかなか連絡が取れなかったんですけども、いの町では有権者や議会から要望が上がって、2年前から移動投票所について検討を始め、今回踏み切ったということでありました。今回の県議会議員選挙では町村合併、先ほど言いましたけれども、吾北、本川、伊野で投票所が半減した。旧吾北村、合併前が22カ所あったようですけども、それが10カ所に減ったということで、吾北村を対象に10カ所で実施をし、2日間で88名の投票者があったと。地区の住民からは、うれしい、ありがとうと声を掛けられ、大歓迎をされたということでありました。それからなぜうちに来んかという声がありまして、対象地区をどこにするかが一番の課題だというふうに話していました。また、移動投票所で使うテント、机、椅子、車などは役場にあるものを使うために予算は2日間で五、六万円程度で済んだというお話でした。

どうでしょう、今、副市長も検討するよにということで選管の事務局のほうにお話してくれたということですけども、移動投票所なら投票の日時を指定しますので、地域の立会人も短時間立ち会えばいいですし、また住民もわざわざ遠くの投票所まで行く必要もありません。市も自前の車や備品を利用して投票所を開くだけでありますので、経費も準備もさほどかからないと思います。投票率の維持と高齢者や周辺への交通不便な地域に住む住民に優しい政治を進めるという点でも、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

また、投票所がある地区でも歩行障害や障害のある方、自宅で介護を受けている方などが家の近くで投票できるようにする移動投票所も考えられると思います。ケースによって大変難しい検討になろうかと思いますが、援助の必要な高齢者や障害者、交通弱者などへの行政だからこそできる支援策として、さまざまな移動投票所のあり方もぜひ検討していただきたいと思います。

先ほど言いましたけれども、いの町では2年かけて移動投票所の検討をしたということですよ

ので、本市でも住民、市民の声をしっかりと聞いて検討していただきますことを重ねてお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。大分時間が過ぎましたので、ちょっとはしよらないかんようになりそうな気がいたしますけれども。

2つ目は国保にかかわる質問です。私はこれまでの一般質問で国保に関する幾つかの問題を取り上げてきましたけれども、これらの質問を通しまして、本市の国保会計が大変厳しい状況にあること。また、その原因として被保険者に低所得者と高齢者が多くて多額の医療費がかかる国保の構造的な問題があること。そして、この国保問題の抜本的な解決には国の財政支援が必要であることなど。それらにつきましては、市長や執行部の皆さんと共通の認識にあることは確認ができたように思います。

しかし国保会計やその運営に対して、市が独自に援助することについてはなかなか共通の認識とはなりません。きょうはこの共通認識に至っていない国保会計への市独自の財政的な支援や制度の運用にかかわる点について、私はこれこそ本市の国保問題の重要な課題だと考えますので、繰り返しになりますけれども質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに納付金についてお尋ねをします。昨年度から国保の都道府県単位化で国保財政の運営主体が市町村から都道府県に移り、市町村は都道府県が示します国保事業納付金、いわゆる納付金を納めることとなりました。全国では、この制度の改変によりまして、約3割の自治体が国保料、国保税を引き上げたということですが、本市の場合は昨年度の納付金約5億7,000万円の保険税部分は現行の保険税率で賄えるとしまして、国保税を据え置いたまままで対応することができました。

しかし、本年度の納付金は昨年度の医療費の増加と国からの交付金が減ったことを理由に、前年度比で9.9%、5,600万円増額の約6億3,000万円が県から通知されていると聞いています。

市民課長にお尋ねをします。大幅な増額となった本年度の納付金は、どのように賄うのか。また、今後も増額の可能性がある、この納付金にどう対応するのか。昨年の都道府県単位化の直前の3月会議でも同様の質問をさせていただきましたけれども、納付金が増額となっておりますので再度お伺いしておきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

令和元年度の国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の県全体の医療費が伸びたことや、公費の収入が見込みより少なかったこと、前期高齢者交付金の過年度精算額の影響などにより、平成30年度より約5,700万円増額となっており、当初予算編成時におきましても、歳入不

足が見込まれ、雑入に上乗せ財源を計上しております。

前にもお答えしておりますが、納付金が賄えない場合の対応といたしましては、翌年度歳入から繰り上げてこれに充てる繰上充用、赤字補填目的の一般会計からの繰り入れ、県の財政安定化基金から貸し付けを受ける、保険税率を引き上げる、などが考えられますが、令和元年度決算時に歳入が不足した場合は今までの対応と同じく繰上充用にて対応することとしております。

市町村ごとの納付金額は県全体の保険給付費等の推計をもとに、公費等を控除した上で県全体の納付金額を算出し、各市町村の医療費水準や所得水準、被保険者数によって算定されますので、本市独自での算定は難しく、ことし2月に県が示しました納付金を賄うためには必要であろう標準保険料率が、現在の本市の保険税率を上回っておりますので、国保の健全運営のためには、今後保険税率の検討が必要になると考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。この県が示す納付金は、今、課長の説明にありましたように前年度の医療費などによって毎年金額が変わるわけですので、とりわけ増額になった場合は市町村はその対応に苦慮することとなります。まさに本年度は、その苦慮する年になるわけですが、本年度は前の資料によりますと、今後の対応について検討する年として、来年度に国保会計の運営の見直しをするということでありました。

この国保会計の運営の見直しというのは、まさにこの納付金の不足分をどう賄うかということになるわけですが、それは答弁にもありましたように翌年度の歳入から繰り入れる。今、市がやっています繰上充用か一般会計からの繰り入れか、それか県の基金を借りるか、保険税率を上げるかということになると思います。

本市の場合は、これまで繰上充用を対応しておりますけれども、この繰上充用といいますのは、結局国保の赤字を被保険者の負担として先送りしているというだけのことでありますので問題の解決にならないということは言うまでもありません。基金も同じです。となると、先ほど課長から標準保険料率が本市の保険税率を上回っているということでありましたので、1つの方法としては、じゃあ本市の国保税を引き上げるということになるか、あるいは一般会計から繰り入れるか。私はこのどちらかでしかないだろうというふうに思っています。

市長にお尋ねいたします。市長は国保の構造的問題についても、また国保問題の解決は国の財政支援が必要であることも十分に理解をして、市長会を通して国へ働きかけもされております。これらの市長の取り組みについては、私は高く評価をするところでありまして、期

待薄の国の財政的な支援を待っているだけでは、結局は受益者負担を理由に、先ほど話ありましたけれども、国保税を引き上げることになってしまうのではないかと思います。今でさえ高い国保税に苦しむ被保険者に負担をさらに上乘せすれば、健康破壊、生活破壊につながることは明白だと思います。納付金の不足分は国保税の引き上げではなくて一般会計からの繰り入れで対応することを、ぜひ検討していただきたいと思います。

ただ、この点につきましては、これまでも私は再三要請してきましたけれども、市長は一般会計からの繰り入れは他の被用者保険との公平性に問題が生じるとして、首を縦に振ることはありませんでした。今回も同じ答弁になるかと思いますが、確認の意味で市長にお伺いいたします。簡潔に答弁してください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 全くそのとおりです。予想どおりの答弁になると思いますが、やはり決算補填目的の一般会計からの繰り入れ、これ先ほど議員も言われましたが、国保以外の被用者保険に加入されている人が全体の67%いるわけです。この国保以外の違う保険に入っている67%の方にも負担を求める、一般会計から繰り入れるということは、その67%の方にも負担を求めるということでもありますので、なかなか公平性、ほかの制度との公平性も考慮した場合にはですね、やはり受益者負担という考え方からしますと国保以外の市民の方の理解を得ることは難しいというふうに判断をしております。基本的には僕の答弁わかっていると思うんですが、国保運営において必要と判断した場合は、税率については国保運営協議会というのがありますので、ここに諮問をして検討することを考えております。諮問した報告書を受け取らないということはしませんので、そこは理解いただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。やっぱり国保と他の被用者保険との公平性、そこがやっぱりネックになっていると思います。

ところで私はですね、幾つかの資料からそれぞれの医療保険の保険料などを調べてみました。公務員が加入しています共済組合、中小企業の協会健保、大企業の組合健保などの被用者保険では保険料の引き上げもありまして、加入者1人当たりの平均保険料は国保加入者の保険料を1.3から1.4倍ほど上回っています。被用者保険のほうが保険料高いんですね。

しかし、その被用者保険加入者の1人当たりの平均所得は国保加入者の平均所得の1.7倍から2.7倍、2倍から3倍ほど大きく上回っているんです。国保加入者の平均所得といいますと、被用者保険加入者のおおよそ半分から3分の1程度の所得ということです。そういう点でいい

ますと、その所得に対する保険料の負担率、これ保険料負担率というのがあるんですけれども、国保は9.9%、おおよそ1割です。協会健保が7.6%、組合健保が5.7%、共済組合一番低くて5.5%となっています。国保加入者の保険料の負担率、所得に対する割合が圧倒的に高いということがわかんと思います。

市長にお尋ねをします。市長は被用者保険もみずからの保険料を負担していることを理由に国保への一般会計からの繰り入れは不公平になるというようなことで繰り入れを拒否してきてるわけなんですけれども、そもそも一定の収入があって保険料を事業主と折半をして負担をします被用者保険と収入が低くて不安定で公費の投入を前提に成り立っている国保を同列に扱って公平性を問うこと、それ自体に私は無理があると思うのですが、いかがでしょうか。保険料負担率の高い国保と比較的保険料負担率の低い被用者保険を同列に扱うことがかえって不公平になっているというふうに思うんですけれども、その点だけ捉えるといかがなものか。市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これも前回の答弁と踏み込んだ答弁にはならないと思いますので御理解いただきたいと思います。保険税につきましては確かに加入者1人当たり、本人の負担率で見れば差があります。被用者保険の保険料には、今、議員がおっしゃったように事業主の負担分というのがありまして、それを勘案すると同程度の負担率となります。また、給付費に対する公費負担割合や負担額は被用者保険に比べ、国保がかなり高くなっております。

このような制度運営の状況に鑑み、保険加入者には一定の費用負担を求めるものであると認識しているところであります。国は国保の財政基盤を抜本的に強化するため、約3,400億円の財政支援を引き続き実施することとしておりますので、今後も国保の運営状況を検証しながら被保険者にとってなくてはならない国保が安定的に運営され、持続可能な制度となるよう市長会等を通じて働きかけていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 国保の問題は国の公費を投入しない限り、抜本的な改善にはなりませんよということは私も同じですので、そこはもう共通認識だと思います。知事会なんかは1兆円を投入して、そうすれば国保も協会健保並みに保険料を抑えることができるよということで、知事会も要請しています。市長会もきっと同じだというふうに思っています。それはそれで取り組んでいただいて、市独自で対応することが大事ではないかなということが私のお願いであります。保険料の負担率でいいますと、やっぱり何と言っても重いんですよ。国保のほ

うがね。その点を十分考えていただきたい。

それからもう1点ですね、行政の仕事というのを別の視点から見ますと、所得の高い国民、大金持ちや富裕層、そういった皆さんから高い税金を徴収して、その集めた税金で施策を通して所得の低い国民に還元する。そういった社会的に生産されています富の再分配を行う役割を行政は負っているというふうに言えると思います。それは社会的な公平性を確保する役割です。貧富の格差というのはありますので、富んだほうからたくさん多くの税金を取って、貧しいところに行政の施策を通して対応していく。それで公平性を実現していくというのが行政の役割だというふうに思います。さっき私も言いましたけれども、医療保険間の狭い範囲の公平性ではなくて、社会的な富の再分配という、もっと広い視野から公平性を保障する行政の役割を、市長は御理解のこととは思いますが、行政の長はしっかりと捉えておくべきだと私は思います。生活保護などの社会保障にかかわる施策は富の再分配の典型です。国保などの医療保険も社会保障制度の中にある社会保険制度ですので、富の再分配として公費で支えられて当然です。国の財政的な支援が実現するまでは納付金の不足は市の一般会計からの繰り入れで対応して、国保加入者への負担を求めないよう、ここでもう一度強く要請しておきたいと思います。

全然時間がないなりよりも、次の子供の均等割軽減免除のところは割愛しておきたいと思います。申しわけありません。後で時間があれば入れたいと思いますけれども、次のところへ行きます。

国保にかかわる2つ目の質問ですけれども、これは資格証明書、いわゆる資格書と短期被保険者証、短期証といいますけれども、これについての質問です。

この問題につきましては、私は4年前の3月会議で資格書の交付を減らした広島市の取り組みを紹介いたしまして、市長から広島市の取り組みへの高い評価と本市でも資格書の交付を抑えて短期証を活用したいという積極的な答弁をいただきました。そしてその9カ月後の12月会議で、この取り組み、成果を期待しつつ、資格書から短期証への切りかえの進捗状況を尋ねましたらほとんど進んでいなくて大変がっかりしたことを覚えています。

市民課長にお尋ねをします。あれから4年たちました。市民課長も異動で3人かわりましたけれども、この間、27年から31年の資格書と短期証の交付世帯数を年度当初のピーク時の数でお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

短期被保険者証・資格証明書の過去5年間の年度当初交付世帯数でお答えさせていただきます。

まず短期被保険者証ですが、平成２７年度１８２世帯、平成２８年度１５９世帯、平成２９年度１７８世帯、平成３０年度１７７世帯、令和元年度１２０世帯となっております。

続いて資格証明書ですが、平成２７年度８６世帯、平成２８年度５１世帯、平成２９年度４２世帯、平成３０年度１４世帯、令和元年度４２世帯となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） ４年前の平成２７年の交付数が資格書が８６世帯、短期証が１８２世帯で、その後、資格書の交付は少しずつ減少しながら推移をして、本年度は資格書が４２世帯、短期証が１２０世帯となっているということです。

市長にお尋ねします。この４年間で資格書はおおよそ半分に、短期証は６割程度に交付数が減少していることになりますけれども、さてこの結果をどう見るべきなのか。この間の取り組みも含めて市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 資格書の発行につきましては、国民健康保険法の規定により市で定めた基準に基づいて発行を行っております。この未納期間が基準を超えた方々を減らすことが資格書発行者を減らすことにつながることから、これまで収納推進課では納付に向けた対応を行っております。４年前にも申し上げましたが、納期限が過ぎた後、督促状の発送及び未納明細を記した催告書を現年度分、過年度分、合計３回発送し、納付が困難な場合は来庁もしくは電話により納付相談の案内をしております。これらの対応にも無反応な場合は、財産調査、就労先確認等の実態調査を行い、担税能力ありと判断した場合は滞納処分、いわゆる差し押さえを執行することとなりますが、これらの調査を行った結果により、資産、収入や本人・家族の状況及び世帯構成等で滞納処分が適切でないと認められる場合には、滞納処分の執行停止を行うことで資格書ではなく短期証となる場合もあります。

このため、収納推進課ではこれらの実態調査の充実に努めており、収納の確実性を高めるとともに納付が困難な世帯への執行停止等の適切な対応を行うことで、資格書発行数の減少に取り組んでまいりました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 取り組みのお話はわかりました。資格書が８６世帯から４２世帯。

この数字についてはどのように評価されておりますか。その点をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これは職員の努力もあると思いますし、納税者の意識改革がこの間できた、つながったのではないかというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 4年前に紹介いたしました、この広島市。繰り返しになりますけれども、資格書や無保険で病院にかかれずに死亡する事例。これ2年間で18件あったようです。これが相次いだために当時の秋葉市長が先頭に立って、受診抑制につながる資格書の交付をゼロにする取り組みを進め、その結果、おおよそ8,500世帯交付しておりました資格書を2年間でゼロにしています。百万都市の広島市がわずか2年で資格書交付ゼロを達成したのに、人口が広島市の100分の1ほどの本市が4年たってもいまだに資格書交付世帯を42世帯残している。このことはですね、今、市長よく頑張ったという評価ありましたが余りにも落差があり過ぎて、私は何とも言葉になりません。

本市の資格書交付を減らす取り組みが、市長は評価しますけれども、私は進んでいないと考えています。何が原因なのかしっかりと検証する必要があるというふうに思います。こんな状況では市長の4年前の資格書の交付を抑えて短期証を活用したいという答弁は一体何だったのか。市長の責任はもちろん、議会の権威さえ問われることになると思います。

この3月に市内のある高齢の御夫婦から相談がありました。相談の内容はですね、御夫婦には過去何年間かの国保税の滞納、幡多債権管理機構と収納推進課両方あって、督促と催告を受けておまして、これ以上滞納を続けると現在の短期証が資格書に変わり、窓口での医療費が10割になると。そのことを心配しまして、特に御主人は保健福祉手帳、精神障害の1級の交付を受けていて通院することも多いという事情があったようですけれども、約40万円あった滞納をですね、知り合いからお金を借りるなどして一気に納付したということでした。

しかし、無理をして完納したために今度は生活ができなくなってしまって、当面の生活資金が何とかならないかという中身はそういう相談でした。相談内容から社協の相談窓口を紹介したわけですが、この御夫婦の場合は10割負担の資格書の交付を心配する余り、生活費まで納付してしまったということで資格書が滞納者にとってはペナルティーとして機能しているという典型の事例だと思いました。

市は資格書も短期証も受診抑制ではなくて滞納者との接触の機会を確保するものだというふうに説明しますけれども、滞納者にとっては短期証はともかく、資格書では窓口で10割負担

になるぞという、いわば脅し、ペナルティー以外の何物でもありません。また、全国そして県内でも、この資格書を交付された方が10割の医療費が払えないために病院にかかれず、手おくれになって命を落とすケースもまた後を絶っていません。

本市では、こういった死亡事例はありませんけれども、資格書での受診を控えて病状が悪化、重症化したり、さきの御夫婦のように日常生活にまで影響を及ぼしていることも考えられます。

ある自治体が行った資格書の受診調査では、通常の国保、一般証での受診の5%以下まで受診率が資格書では下がったという調査結果もあります。資格書の交付が滞納者にはペナルティーとして働いて、結果的に医療から排除をし、命を脅かすことになっている現実を市長はしっかりと認識すべきだと思います。そして市長には、本会議での答弁に責任を持って資格書の交付を減らすことに本気になって取り組んでいただきたいと思います。

市長にお尋ねいたします。市長が答弁した、資格書を短期証へ切りかえる取り組みは、先ほどの一般会計からの繰り入れの問題と違って予算を伴いませんから、市長がその気になれば実現のできる取り組みだと思います。資格書を必ず減らすぞという市長の本気度、決意を再度確認させていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 短期被保険者証、資格証明書の交付、これはですね、やっぱり繰り返しになりますが受診を抑制するために交付しているものではない。これはまず御理解をいただきたいと思います。真面目に保険料を納付している方と税負担の公平・公正を確保するために滞納者との接触の機会を多く得ることにより、少しでも納税に努めていただくことを目的としているところであります。日々の収納推進課による納税への取り組み、本当に僕は頑張っていると。議員は評価しないということなのですが、私は頑張っていると思っておりますし、市民課からも資格書を交付する前段で納付相談の案内や弁明書、特別の事情に係る届け出書を送付しており、滞納者との接触の機会を得るように努めておるところでございます。先ほど市民課長から答弁がありましたが、平成27年度と令和元年度の資格書交付世帯数は半分ほどに減っておるところであります。今後も滞納者との接触の機会を図り、滞納者個々の実情に応じたきめ細かな対応に努めることにより、資格書の交付を可能な限り抑えてまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私は収納推進課や市民課の取り組みはですね、不十分だというようなことは言うておりません。課として、それなりに頑張っておいでるというふうに私は判断し

ております。

ただ、私、今の市長の答弁聞きましてもですね、資格書の交付を減らすための市長の描いている、あるいは土佐清水市の描いている取り組みのイメージと私が言っています描いているイメージが違っているということを私は本当に感じています。

だからこれまでの先ほどの取り組みの評価についてもかみ合わないし、今の決意といっても答弁もですね、本当に私はいま一つしっくりときません。なぜかと言いましたら、市長はまず納税ありきで、納税があつて滞納者が納税することで資格書を減らすというイメージなんですね。納税をすることで資格書を減らす。それで減らしていくという取り組みです。滞納者の状況把握の仕方、また資格書や短期証の交付基準も、そして人員も変えずにこれまでの延長線上のやり方で取り組みを進めて収納率を上げて資格書の交付を減らすということなのだと思います。

この4年間の取り組みも市長の描いている取り組みのイメージでしっかりとやっているという評価をするわけですが、この市長の描いております納税ありきの取り組みでは、いつまでも資格書の交付をなくすことはできないと私は思います。実際に4年たっても資格書の交付世帯がまだ42世帯も残っているということが、それを示しているというふうに思います。もう時間がないので、あと具体的な提案もしたかったんですけどできません。

ただですね、医療は貧富や収入の差にかかわらず、これは平等に保障されなければなりません。ですから納税とはかわりなく、医療保障を前提にした資格書の交付を減らす取り組みを私は新たに構想する必要があると思うんです。

私はこれまで医療保障を前提にした取り組みを提案してきたつもりですがけれども、まだ十分に伝えきれていないというふうにも思っていますので、この通告書にあります3点、直接面談の義務づけ、短期証交付の要件緩和、職員の配置について、具体的に提案したかったんですけど、ちょっと時間がもう足りませんので、もうきょうはここまでにしておきたいと思います。次回ですね、もう一回丁寧に、2度、3度となりますけれども、また提案をさせていただきたいと思いますので、ぜひ今言いましたように納税を前提にしない、医療保障を前提にした資格書交付を減らす取り組みというのをぜひ構想していただきたいと思います。待ってください。根本は豊か、貧しい、経済的な格差があっても、差があっても医療は平等に保障せなければなりませんよというところを前提とした取り組みだと。広島市の取り組みは、その取り組みをやっているんだということであります。

最後に1つだけ申しわけありませんが、都道府県単位化にかかわってですがけれども、これを契機に県が今、市町村に課長の答弁でありました標準保険料率を使って一般会計からの繰り入れを抑制する圧力を非常に強めています。けれども、そもそも自治体が住民の福祉のために施

策を行うこと。それは一般会計の繰り入れも含めてですけれども、国が禁止をしたり強制したりすることは地方自治の本旨に反しているというふうに言えると思います。厚労省も国会答弁で一般会計からの繰り入れをどうするかということは、それぞれの自治体で判断いただくことで禁止するようなことは考えていないと答えています。国保被保険者の負担を軽減するための一般会計からの繰り入れも含めた市独自の財政的な支援を、国への要請と並行して取り組みを市長には強くお願いをして、全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時56分 休 憩

午後 3時05分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 議席番号8番の甲藤です。議長の許可を得ましたので、通告順に従いまして質問させていただきます。

清水を守る、清水を育てるというのが私の政治信条でありまして、その政治信条に従って議員活動をさせていただいております。清水に活力を与える方策の1つが交流人口をふやすことであるというのは自明の理であります。戦略産業の1つである観光産業は、まさに交流人口の拡大を図るものであります。いわゆる観光産業とは少し異なりますが、交流人口を拡大し、清水に活力を与えていきたいと考えた場合、スポーツ大会やクラブのキャンプ・合宿などは大きなものと考えることができます。

本市の持っている自然環境、スポーツ人脈、人材を生かすことでまだまだ大きな可能性を秘めていると考えています。

生涯学習課の所管になるわけですが、本市の社会資本の1つである体育館、総合グラウンド等を中心とする体育施設等を管理、運営するスクラムの皆さんの活躍、そしてまた環境整備においてはまちづくり対策課の皆さんの協力も得ながら、スポーツ大会の開催やキャンプ・合宿に対応が可能な状況であると思います。

実際、キャンプ・合宿が行われていますし、平成22年度からの資料をいただきました。それによりますと、平成22年度は高知ファイティングドッグス、田園調布学園大学硬式野球部、桜美林大学、国士舘大学準硬式野球部の総計164人の方が土佐清水市でキャンプし、それぞれの宿泊に人数を乗じた延べ宿泊数の合計は1,111泊。平成23年度はキャンプ・合宿がなかったようですが、その後の平成24年度では土佐清水市にキャンプ・合宿に220人の方が

来られ、延べ宿泊数は2,190泊。平成25年度は342人の方が来られ、延べ宿泊数は2,764泊という数字を記録しています。順調に伸びてきていたようでしたが、その後は延べ宿泊数を見ますと400泊から700泊で推移しています。平成25年度くらいまで増加傾向にあった大学野球部等のキャンプが最近は少なくなってきたということを物語っていると思います。これまでのキャンプ・合宿誘致について、どのような形で誘致活動を行われていたのか教えてください。生涯学習課長にお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

数年前までは、大学野球部のキャンプ誘致を図るため、関東の大学を訪問するなど誘致活動を行ってきた経過があります。ここ最近はそういった誘致活動は行っておりませんが、スポーツ合宿の誘致を推進するため市内に宿泊した延べ泊数に1泊当たり1,000円を乗じた額を一団体30万円を限度として補助しております。また、宿泊施設から練習場まで相応の距離がありますのでチームの負担を減じるよう無料送迎バスの配置も行っております。

昨年度は、京都大学硬式野球部・近畿大学準硬式野球部・高知県男子高校バレーボール合同チームがスポーツ合宿に訪れており、京都大学については平成24年度から、高知県高校男子バレーボールチームについては平成25年度から本市でのキャンプ合宿が定着しております。

キャンプ合宿の団体数自体は減少してきているとは認識しておりませんが、議員が言われますように確かに平成26年度ごろから野球のキャンプ合宿と宿泊数は減少してきているところでは。

原因として考えられるのは、キャンプ地の条件は何より練習環境にあり、施設の充実が必要であると言われてしています。

社会体育施設や総合グラウンドについては指定管理者であるスクラムが適正な管理運営を行ってくれていますが、キャンプ利用者から、雨天の際の屋内練習場の設置とグラウンドの芝生化の要望が以前から挙げられておりまして、野球キャンプの誘致にはこれらの施設環境の改善が必要であると認識しておりますが、管理の問題や費用的なこともあり、課題となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） ありがとうございます。本市のキャンプ・合宿の誘致状況については

お話をいただきました。その中でグラウンドの芝生化であったり、その他もろもろ幾つかの課題、ウイークポイントも見えてきました。今後の課題であると思います。

しかし、その課題を乗り越えるのにハード整備だけ、そういうもので乗り越えるということではなくて、本市が持っている幾つかの競技においては、本当に本市には大きな人脈があります。

例えば、野球という競技においては、済みません、私は野球のほう詳しいので主にこういうことになってしまいますが、高知県軟式野球連盟の副理事長で国体強化部長の光富隆氏や高知県小学生野球連盟副会長の坂下良文氏などを初めとし、さまざまな形で県内外で野球という競技の競技力、そしてまた底辺拡大、交流に向けて向上発展に尽力されている方々が本市の出身であります。キャンプ・合宿といえば、大学、高校の野球や各競技がイメージされますが、光富氏や坂下氏の活動を拝見させていただくと、各競技のクラブチーム、少年スポーツから青年、シニア年代までの皆さんにキャンプ・合宿を発信することが本市は特に可能であると思っております。スポーツツーリズム等にもつながる交流人口拡大の1つの方策であると思います。キャンプ・合宿のみならず、現在、市内の各競技団体が開催している大会等についても、市内外、県内外からの皆さんにおいでいただいているものが数多くあります。

生涯学習課が所管するスクラムの比重も大きくなると思いますが、交流人口拡大の方策の1つであるキャンプ・合宿の誘致、各競技団体の大会開催等について、今後ますます発展をしていただきたいと思いますので、今後の方針等についてお聞かせください。生涯学習課長お願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

これまでも交流人口拡大に向け、スポーツの各種大会や合宿誘致に取り組んでまいりましたが、今後さらに推進を図っていくためには、施設整備や受け入れ態勢の充実に向けた取り組みが必要と考えます。

キャンプの誘致については本格的な施設はありませんが、キャンプに来ていただいている皆さんを大切に、本市の施設を十分に活用できるスポーツの誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

各種スポーツ大会については、スクラム、体育協会、スポーツ少年団を主体に各種大会を開催しており、ジュニアでは少年野球、少年サッカー、バドミントン、社会人では硬式テニス、スカッシュバレー、ラージボール卓球、ママさんバレーボール、シニアではグラウンドゴルフ、

ソフトボール大会などを開催しており、高知市周辺からも参加いただき交流を深める大会となっています。

体育協会が実施する、足摺ロードレースは52回、あしずり駅伝大会は51回と歴史となる大会となっており、昨年度も市内外から多くの参加があり、交流人口の拡大につながっております。

今後においてもスクラムを中心に、関係機関と連携を図りながら交流人口の拡大に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） ありがとうございます。

ただいま課長から今後においてもスクラムを中心に関係機関と連携を図りながら交流人口の拡大に向けた取り組みを進めていきたいという言葉いただきました。

今、高知県では第2期高知県スポーツ振興計画の中で、さまざまな提言がされています。スポーツを通じた地域活性化ということでは、経済的効果や社会的効果の視点の重要性が言われ、それぞれについて県内各市町村でも動きが出ている状況であります。例えば社会的効果の中の幾つかを紹介させていただくと、地域アイデンティティー醸成効果や情報発信シティセールス効果、他地域との交流促進効果等が考えられますし、経済的効果としてはスポーツビジネスによる経済効果、そしてまたおいでた皆さんがこの本市の持つさまざまな場所で、さまざまな本市の食材であったり、それからいわゆるお土産類といいますかね、そういうものを購入したりとか、とにかく地域の中に人の流れができてくると思います。そういう観光消費効果、大きいものがあると思います。

先ほど弘田議員の質問の中で、執行部の方からの発言の中にも、室戸市のことや、そしてまた周辺の宿毛市とか須崎市とかいう合宿誘致その他についての発言がありました。恐らく他市町村はそれぞれにこの第2期高知県スポーツ振興計画といいますか、こういうものの提言の中でいろんな動きを見せているのだと思います。

本市は書類上ではなくて人と人のつながり、人材という大きな資源があります。交流人口を拡大していくためのスポーツ合宿の誘致等については、ハード面では若干のおくれがあるとは思いますが、いわゆる人材を、人脈をソフト面で大きなアドバンテージも持っていると思っております。交流人口を拡大する方策の1つとしてのキャンプ、合宿、各種スポーツ大会開催等の重要性をぜひ皆さんに再確認いただき、そしてまた生涯学習課の御活躍を期待し、生涯学習課への私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続いて、県立高校再編振興計画についてお伺いいたします。こども未来課のほうにお願いしたいと思います。

10年間の計画のうちの後期の5年間の計画が始まりました。清水高校にかかわる部分が始まったわけであります。清水高校の高台移転など、安心安全な環境で学習活動に打ち込めるといことで肅々と計画が進んでいることと思います。大学のない本市にとって、清水高校は地元のトップ校であります。本年70周年を迎える清水高校の発展は、清水に活力を与える必要不可欠な要素、最重要課題の1つであると思っています。

振興計画について、清水高校にかかわる形で昨年質問させていただきました。県教委にかかわる問題、つまり県にかかわる案件であることを承知しながら質問させていただきました。

昨年の私の一般質問を考えてみますと、その中での発言というのは9月議会や12月議会で発言させていただいたことは、実は県議選の前であることを意識し、県会議員を目指す皆さんに聞いていただくことで、何か変化が生まれるのではないかとの期待を込めたものでした。パブリックコメントなども昨年の10月まで県教委としては求めておられたようですが、清水の皆さんがいわゆるネットでのパブリックコメントの発信が十分にできたかどうか。そのことは私にはなかなか難しいと思います。だからこそ議会の中で、私が一般質問の形で発言することで、多くの皆さんに耳を傾けていただきたかった。そういう思いがあつての質問でありました。

本日もその辺は十分承知しながらお伺いさせていただきます。今年度から始まった振興計画の後期計画について、清水高校にかかわる部分の現在までの状況についてお聞かせください。こども未来課長、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

県立高等学校再編計画は、平成26年度から令和5年度までの10年間の県立中学校・高等学校のあり方と方向性を示した基本的な考え方と、それに基づいて再編振興を実現するための具体的な実施計画で構成され、令和5年度までの10年間を前期と後期にわけて策定がなされております。

本市の最高学府であります清水高等学校にかかわる後期実施計画の取り組みといたしましては、まず基礎学力の定着を図るとともに、徹底した個別指導などを通じて、国公立大学等への進学から就職まで生徒が希望する進路の実現への支援や海外姉妹校との留学制度、英語検定の取得の推進など、英語教育活動をさらに充実させ、グローバル社会に通用する人材の育成に努めることとされております。

さらに、清水中学校との間で教員が相互乗り入れした連携授業の推進やジョン万次郎など地域に関連した教育資源や教材を活用した教育活動を推進することで、学力の向上や社会性の育成を図るとともに、授業や部活動による中高交流を拡大し、清水中学校からの進学率の向上に努めることとされております。

定時制につきましても、異年齢交流活動や体験学習の実施といったことが計画されています。また、高知県実践的防災教育推進事業の指定を受け、平成25年度から今年度まで中高が連携して防災教育に取り組んでまいりました。その取り組みをさらに進めていくため、南海トラフ地震が起こった際には、生徒がみずからの命を守り、その後、どのように地域に貢献していくかを考える講演会を先日開催したところであります。

そのほかの振興策といたしまして、現在、清水高等学校は加久見川河口に隣接した海拔2.2メートルに立地し、南海トラフ地震の津波により大きな被害が想定されることなどの現状を踏まえ、津波被害から確実に生徒を守るために令和5年度をめどに高台移転を進めることとされております。

清水高等学校の高台移転をきっかけに連携型中高一貫教育校として中学校から高校の6年間の系統的な教育を見据えた新たな魅力を創出するために、清水高等学校、県教育委員会、本市の関係機関で協議を進めております。

今後は、より多くの子供たちが進学したい清水高等学校とすることを第一に考え、清水高等学校や県教育委員会、関係機関と十分に協議を行っていくとともに、保護者を初めとする関係者や市民への理解と周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） ありがとうございます。後期計画の状況についてお伺いしました。本当にありがとうございました。

昨年、私は清水高校への進学者数を増加させる方策として、看護や介護を学ぶコースの新設や清水の自然環境を生かしたサーフィングクラブ等の新しい部活動創設や、それを可能にするため地域人材の活用等を提案させていただきました。実現には大きなハードルがあることは承知していますが、私としてはさまざまな方法論を今後も模索して提案していきたいと考えています。

大学等への進学に関しては、学校として進学を希望する生徒に対応する形で授業や補習授業等を展開されていることは昨年の私の質問に対する答弁の形でお伺いいたしました。本日は、寮を使った教育ができないだろうかという提案をさせていただきたいと思います。

県内には寮を併設している学校が幾つかあります。多くは部活動を中心にしたものですが、学習活動のためのものもあります。寮教育を併設することで、市内外、県内外からの生徒募集が可能になるのではないのでしょうか。本市の子供たちは潜在能力の高い子供たちが非常に多く存在しています。豊かな自然環境の中で伸び伸び育ち、ややもすると学習量が少なくなった、そういう例もあるかもしれませんが、よく言うやればできる子供たちが非常に多くいます。そのような子供たちを学校教育、寮教育を通して大きく育てていくことで、国公立大学への進学者を2桁台に乗せることが可能になると思います。そうなれば今まで以上に清水高校への期待感、信頼感が増し、進学希望者が増加していくと思います。そのことで市内外、県内外からの進学希望者が増加すれば、いわゆる学校誘致に近い若者の増加が期待できるのではないかと思います。

また、指導する側のことで言えば、そういう寮教育に関心のある地域人材についても数多くおられます。私としては70周年を迎える清水高校の新たな飛躍の一助となるアイデアだと思うのですが、この件について教育長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

議員御案内のように、清水高等学校から国公立大学への進学率を上げ、進学希望者を増加させることは将来地域の核となる、地域を支えていく人材の育成に必ずつながっていくものと考えております。

清水高等学校の進学に対する取り組みといたしましては、クラス担任や教科担任による個別指導に加え、全学年で英、数、国語の3教科について放課後の進学補習や夏期補習の実施、業社模試を各学年で複数回実施し、進学率アップに向けて積極的に取り組んでいると聞いております。

さらに、ICTを活用したオンデマンド教材の導入や県教育センターを配信拠点とした遠隔教育システムを整備し、生徒の進路希望に応じた授業や補習を受ける計画も進めており、今年度は2学期から補習を実施すると聞いております。

次に、看護や介護を学ぶためのコースの新設や寮を併設し、そこで教育ができないかとのことですが、これまで議会でも答弁いたしましたように、市外から生徒の確保や地域の特性、自然環境を生かした部活動の創設やコースの新設については現在のところ計画されておませんが、高台移転を検討する中で、特色を生かした魅力化づくりについて、現在、清水高等学校、県教育委員会を中心に中学校、市教育委員会などの関係機関で連携をとりながら検討を進めております。

今後は、清水高等学校がフェアヘブン姉妹校との留学制度を活用し、語学力やジョン・ワスプリッツの精神を取り入れた教育を進め、グローバル人材を育成するとともに、課題解決学習において生徒みずから考えたアイデアを具現化する取り組みや、高台移転の中で中高が連携して授業や部活動において交流を拡大するなどの連携型中高一貫教育の充実を図ることができるよう、本市教育委員会といたしましては、今後も県と協力し、清水高等学校をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） ありがとうございます。県・県教委にかかわる質問でしたので、教育長には大変御迷惑をおかけしたと思います。ありがとうございました。

私としては、日本の高校教育の変革期ともいえるこの時代に、清水高校が清水高校としての輝きを放ち、その魅力を発信し、市内外、県内外からの進学希望者が増加することを期待し、提案させていただきました。

高校生がふえること、若者がふえることはさまざまな場面で人の流れの大きな変化を生み、地域の活性化に大きな効果を生むものと考えます。私自身の地域活性化の政策の1つである、「校前町」構想の重要な部分の1つである清水高校、今、進められている後期計画が清水高校の魅力の再確認、新たな魅力の創設につながることを期待し、こども未来課への私の質問を終わらせていただくとともに、本日の私の一般質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月18日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 3時39分 延 会